第２期

菰野町

子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

菰　野　町

は　じ　め　に

近年、子どもとその家族を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、就労の多様化などにより大きく変化しています。

また、従来は地域のつながりを基本とした地域全体で子どもを見守り育てる環境がありましたが、この関係性の希薄化などにより、家庭のみならず地域の育児力も低下しています。これらのことから、子育て親子が孤立し、育児の困難さが増し、子どもを育てる保護者の育児不安や育児の負担感の重なりなどによる精神的負担が増加した結果、子どもに対する不適切な養育、児童虐待等の大きな課題として表れてきています。

このため、現代の子育てはどうしても社会全体で支えていく必要があります。菰野町では、子どもの育ちや子育てをめぐる環境整備として、平成 27 年３月に「菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、行動計画に基づき子育て支援の充実や、個々の発達支援の取組みをすすめてまいりました。

中でも朝上地区の幼稚園と保育園の幼保一体化の推進と朝上幼稚園跡地を改修した北部地域の子育て支援拠点施設の開設、幼稚園の一時預かり等の支援の充実に努めてまいりました。

今回の令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第２期菰野町子ども・子育て支援事業計画」では、①保護者の要望の高い低年齢の保育と待機児童の解消に向けた施設整備をすすめて行くと共に、②子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの継続した母子保健事業の充実をすすめ、全ての子育て家庭が希望の子育てが出来る環境づくりをすすめてまいります。

今後も家庭や地域と協力しながら、菰野町で子どもを産み、育てたいと思える町となるように、また、地域の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、子育て支援事業の充実に取組み、地域皆様方と一緒に、活力ある町づくりにつなげていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「菰野町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「パブリックコメント」などにご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

令和２年３月

菰野町長　　柴田　孝之

目　次

第１章　計画策定にあたって ･･ 1
1　計画策定の趣旨 ･･1
2　子ども・子育て支援事業計画とは ･･3
3　計画の位置づけ ･･4
4　計画の期間 ･･5
5　計画の策定体制 ･･5
５－１　菰野町子ども・子育て会議による審議 ･･････････････････････････････････････5
５－２　アンケート調査の実施 ･･5
５－３　パブリックコメントの実施 ･･5
第２章　菰野町の子どもを取り巻く現状 ･･ 6
1　人口の状況 ･･6
１－１　人口の推移 ･･6
１－２　出生数の推移 ･･7
１－３　子どもの人口の推移 ･･7
１－４　合計特殊出生率※2 の推移 ･･8
１－５　自然動態 ･･9
１－６　社会動態 ･･9
2　世帯の状況 ･･11
２－１　世帯の状況 ･･11
２－２　父子世帯及び母子世帯の推移 ･･11
２－３　子どもの貧困率※3 の推移 ･･12
２－４　婚姻件数及び離婚件数の状況 ･･12
２－５　未婚率の推移 ･･13
3　産業と就労状況 ･･14
３－１　就業者数の推移 ･･14
３－２　産業別就業者数の推移 ･･14
３－３　女性の労働力率 ･･15
4　ニーズ調査結果から見える現状と課題 ･･16
5　本町の現状と課題 ･･17
6　本町の現状と課題のまとめ ･･33
第３章　計画が目指す菰野町の姿 ･･ 35
1　計画の基本理念 ･･35
2　行動方針と重点取組施策 ･･36
3　施策の体系 ･･38
4　教育・保育提供区域 ･･38
5　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ･･････････････････････････････40
第４章　施策の内容と事業 ･･ 41
Ⅰ　家庭・地域・企業における気運の醸成 ･･41

1　家庭の教育力の向上 ……41
2　地域の育成力の向上 ……43
3　企業をとりまく子育て環境の充実 ……45
Ⅱ　家庭における子どもの育成 ……46
1　相談・情報提供の充実 ……46
2　配慮が必要な子どもや家庭への支援 ……48
Ⅲ　地域における子どもの育成 ……54
1　体験・交流活動の促進 ……54
2　子どもの居場所づくり ……58
Ⅳ　子育てに関する支援の体制の充実 ……60
1　幼児期の学校教育・保育事業の充実 ……60
2　地域子ども子育て支援事業の充実 ……63
3　幼児期の学校教育・保育の一体的提供と充実 ……65
4　子育てしやすい環境整備 ……66
Ⅴ　親と子の健康づくり支援 ……68
1　母子保健の充実 ……68
2　医療体制の充実 ……73
Ⅵ　豊かな心を育む教育の推進 ……74
1　学校教育の充実 ……74
Ⅶ　親子が暮らしやすいまちづくり ……80
1　子どもの安全確保 ……80
2　外出環境の向上 ……82
第５章　数値計画一覧 …… 83
1　目標事業量の設定 ……83
2　子どもの数の将来推計 ……84
3　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 ……85
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ……87
第６章　計画の推進にあたって …… 101
1　庁内連携体制の構築 ……101
2　地域ぐるみ体制の構築（地域社会全体で支える体制の構築） ……101
資料編 …… 102
1　菰野町子ども・子育て会議　委員名簿 ……102
2　策定経過 ……103

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本町においては、平成 24 年８月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、平成 27 年３月に「菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立化が進み、子育てに不安や負担を感じる親も増加しています。また、共働き世帯が増加する中にあって、仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が高まってきています。

この間、国においては、長時間労働の是正をはじめとした働き方改革や、幼児教育・保育の無償化などの政策が実施・検討されています。さらには、幼児教育の無償化のほか、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」や「放課後子ども総合プラン」に基づき保育サービス等の受け皿の確保など、子育て支援施策の充実に向けた取り組みが推進されているところです。

このような状況の中、子育て家庭やこれから子どもを持とうとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するためには、行政をはじめとし、家庭や学校、地域社会が一体となって、みんなで力を合わせて子どもと子育て家庭を支援していく必要があります。

本町においても、こうした流れを踏まえ、現行計画が本年度末をもって終了することから、この５年間の計画の成果と新たな課題を検証するとともに、本町のさらなる子育て環境の充実を目指すため「第２期菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■国の子ども・子育てに関する法律、制度等の動向■

年度	法律・制度等	内容
平成 24 年 （2012 年）	子ども・子育て関連３法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法が公布される
平成 25 年 （2013 年）	待機児童解消加速化プラン	平成 25 年度から平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている
	子どもの貧困対策の推進に関する法律公布	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進
平成 27 年 （2015 年）	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施のため、平成 29 年度末までに 6.9 万人の保育士を確保
	次世代育成支援対策推進法の改正	法律の有効期限を平成 37 年３月末まで 10 年間延長する
平成 28 年 （2016 年）	児童福祉法一部改正	児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化等を図る
	ニッポン一億総活躍プラン	新たな三本の矢の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、一人でも多くの若者たちの、結婚や出産の希望を叶えるため、「希望出生率 1.8」の実現に向けた取り組みの方向性を示す
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年 （2017 年）	子育て安心プラン	平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成 30 年度から平成 34 年度末までの５年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿整備
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」内において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年 （2018 年）	新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備
令和元年 （2019 年）	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について０～２歳の住民税非課税世帯、３～５歳の全世帯を対象とする。令和元年 10 月 1 日から実施

２　子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、国から示された基本指針に基づき、５年間を１期とした幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量を充実させることを目的としたものです。

本町では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

■計画への記載事項

【必須記載事項】

① 教育・保育提供区域の設定
② 各年度における区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
③ 各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【任意記載事項】

① 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

資料：市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項（子ども・子育て支援法第 61 条第２項・第３項）

３　計画の位置づけ

「第５次菰野町総合計画」を上位計画とし、本町における子ども・子育て支援の方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すものです。また、「菰野町健康増進計画・食育推進計画」「第４次菰野町障がい者福祉計画」「第５期菰野町障がい福祉計画」「第１期菰野町障がい児福祉計画」等の福祉関連計画や、三重県の関連する計画等との整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

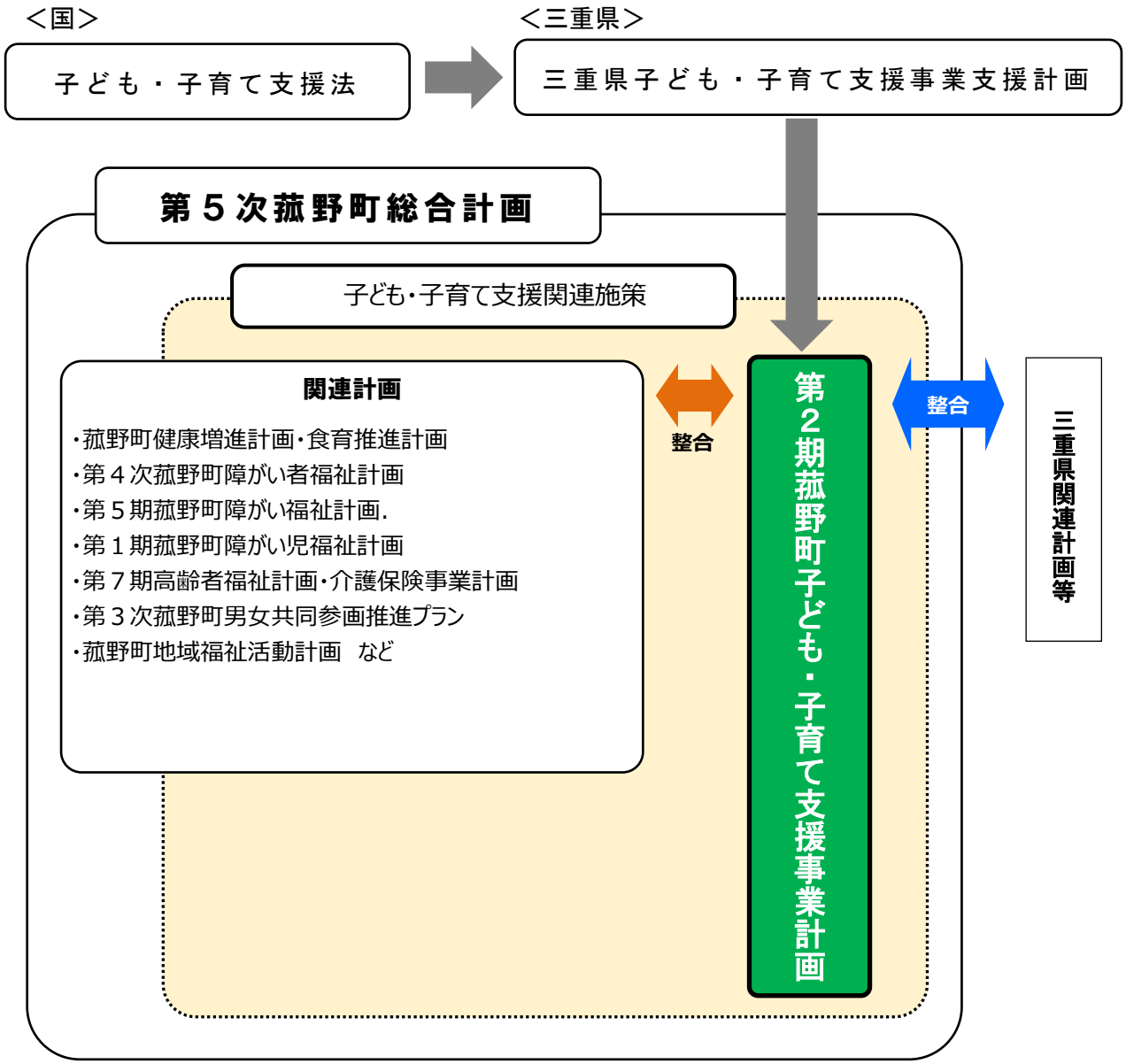

４　計画の期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

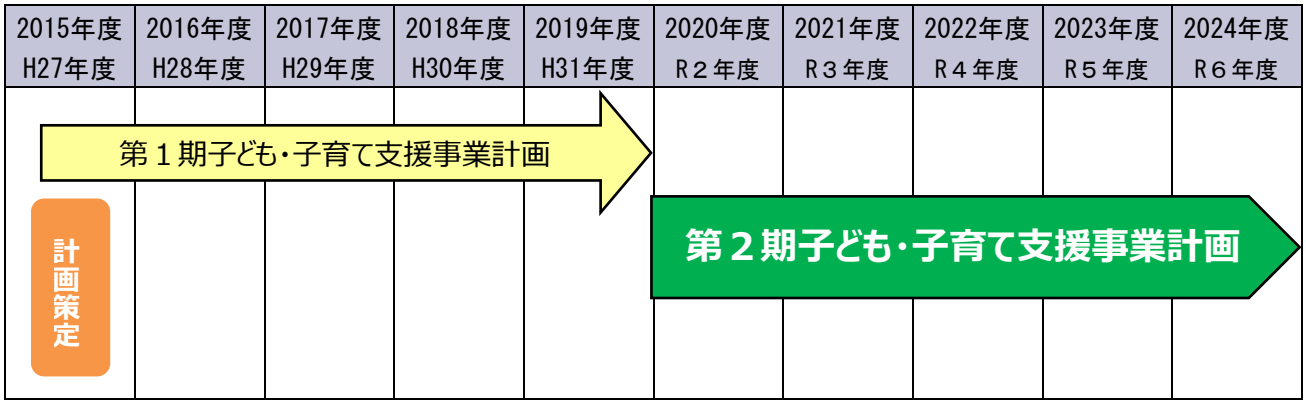

５　計画の策定体制

５－１　菰野町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に町民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「菰野町子ども・子育て会議」を設置し、町の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

５－２　アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、菰野町内に在住する就学前児童（０～５歳）のいる世帯と、小学校児童（小学１年生～３年生）のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

５－３　パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く町民の皆さんから意見をうかがうため、令和２年１月 27 日～２月 25 日までの間、パブリックコメントを実施しました。

第２章　菰野町の子どもを取り巻く現状

１　人口の状況

１－１　人口の推移

本町の人口は増加し続けており、平成 31 年４月１日では 41,820 人となっています。年齢３区分人口の推移をみると、「年少人口（15 歳未満）」は減少傾向にあるのに対し、「生産年齢人口（15～64 歳）」「高齢者人口（65 歳以上）」のいずれも増加傾向にあります。

図表 １　人口※1 の推移

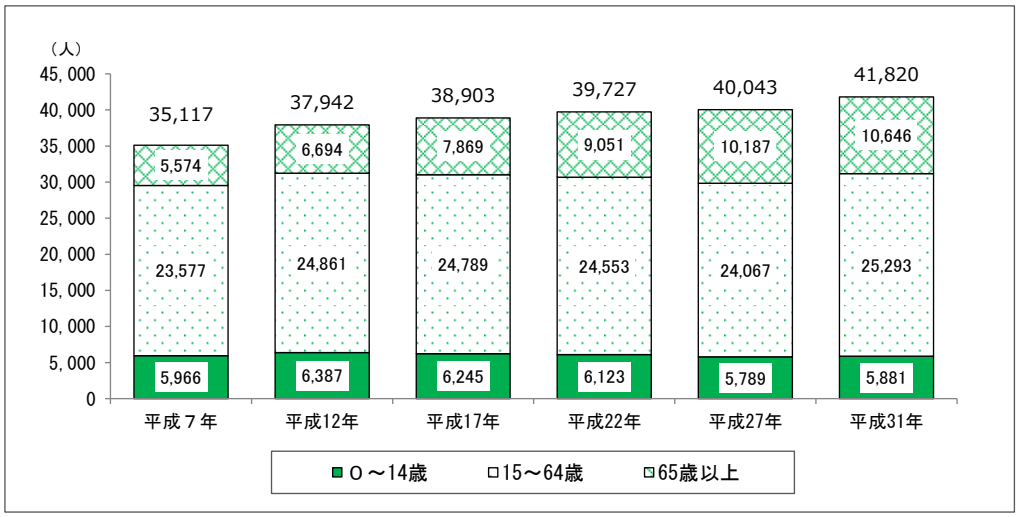

資料：平成７年～平成 27 年までは「国勢調査」、平成 31 年は「住民基本台帳」（4 月 1 日）

※1:国勢調査の総人口は年齢不詳人口を除いて掲載しています。

１－２　出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 12 年の 441 人をピークにそれ以降は 300 人強で推移しており、平成 31 年４月では 333 人となっています。

図表 2　出生数の推移

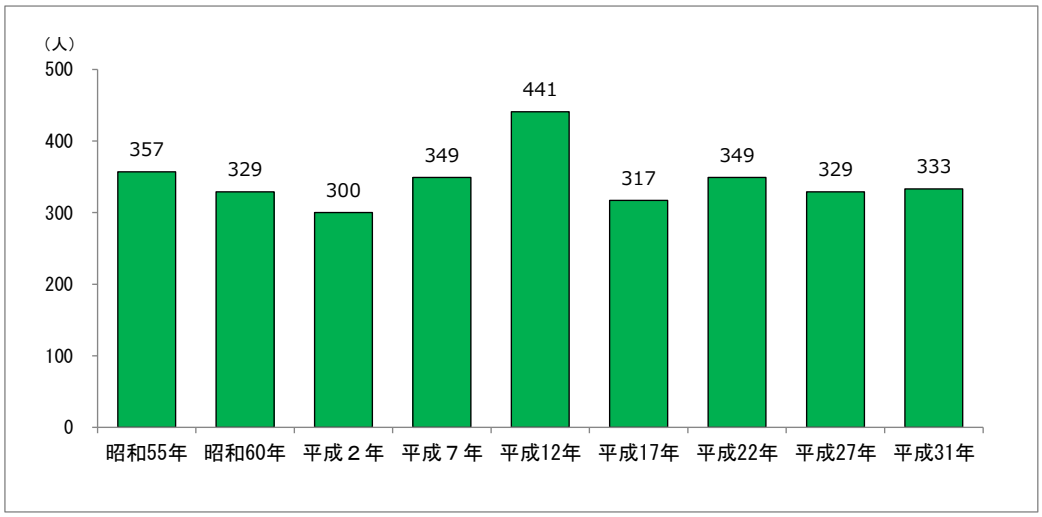

資料：昭和 55 年～平成 27 年までは「国勢調査」、平成 31 年は「住民基本台帳」（4 月 1 日）

１－３　子どもの人口の推移

子どもの人口の推移をみると、０歳、３～５歳、6～11 歳はほぼ横ばい状態、１～２歳は減少傾向にあります。また、子どもの数の将来推計をみると、0～５歳は減少傾向、６～11 歳は微増が予測されます。

図表 3　子どもの人口の推移

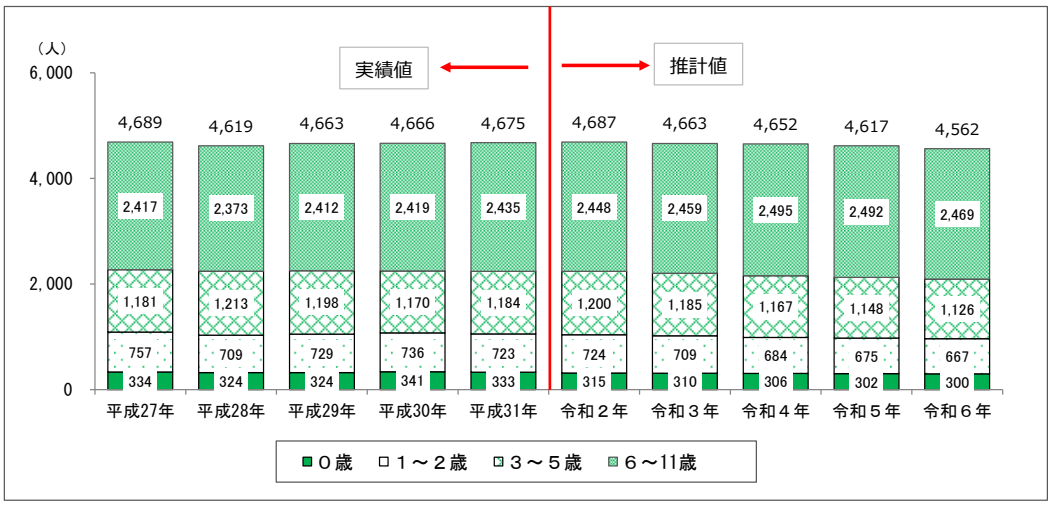

資料：平成 27 年～平成 31 年は「住民基本台帳」（4 月 1 日）、令和２年以降は推計値

出生数に占める第３子以降の割合は 20.5%となっており、三重県の 17.0%を上回っています。

図表 4　出生数に占める第３子以降の割合

市町名	第３子以降割合
三重県	17.0%
菰野町	20.5%

資料：三重県は平成 27 年、菰野町は平成 25 年「人口動態統計」

１－４　合計特殊出生率※2 の推移

合計特殊出生率をみると、平成 26 年では一度大きく減少したものの、平成 27 年以降は 1.60 前後で推移しています。また、平成 26 年を除いてはいずれも国や県を上回っており、高い水準で推移しています。

図表 5　合計特殊出生率の推移

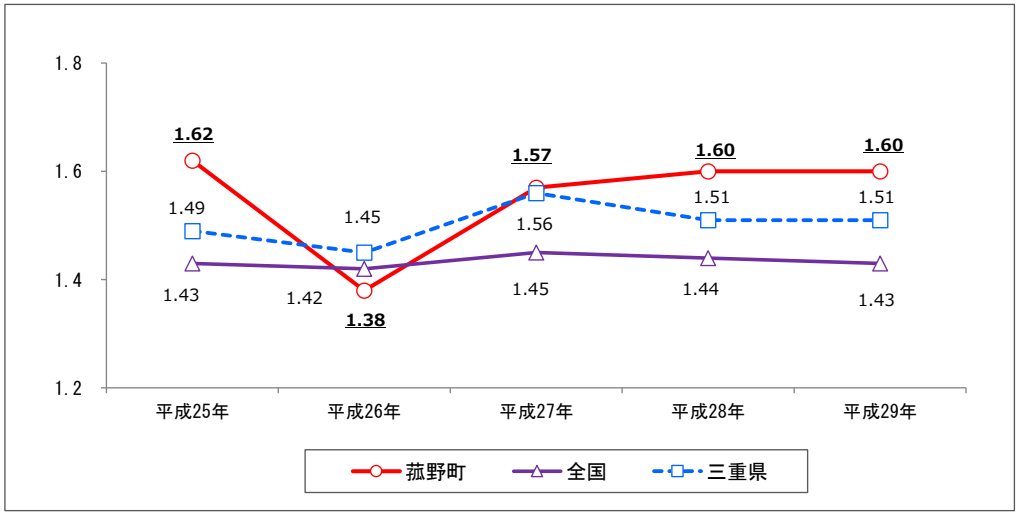

資料：全国は厚生労働省「人口動態統計」、三重県、菰野町は「三重県衛生統計年報」

※2：15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数のこと。１人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均を表す。

１－５　自然動態

本町における出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成 26 年以降 300 人程度で推移しており、平成 29 年では 308 人となっています。一方、死亡数は、毎年増減を繰り返しながら 400 人前後で推移しており平成 29 年では 375 人となっています。また、出生と死亡による人口の増減をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成 29 年では 67 人の減少となっています。

図表 6　自然動態の推移

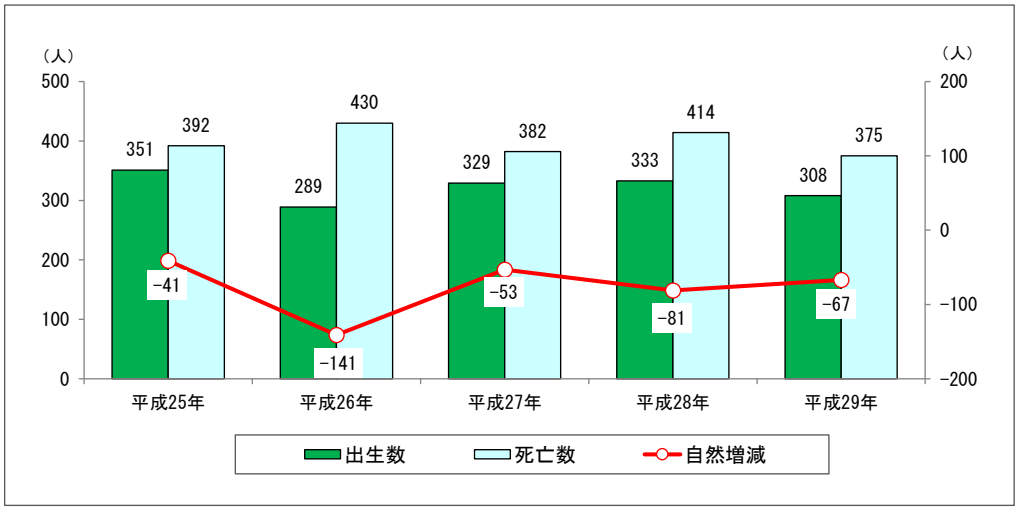

資料：「人口動態統計」

１－６　社会動態

転入数の推移をみると、平成 25 年をピークに減少傾向にあり平成 29 年では 1,233 人となっています。一方、転出数については毎年増減を繰り返しており、平成 29 年は 1,201 人となっています。また、転入と転出による社会の増減をみると、いずれの年も転入数が転出数を上回る社会増となっていますが、転出入の差は縮小しています。

図表 7　社会動態の推移

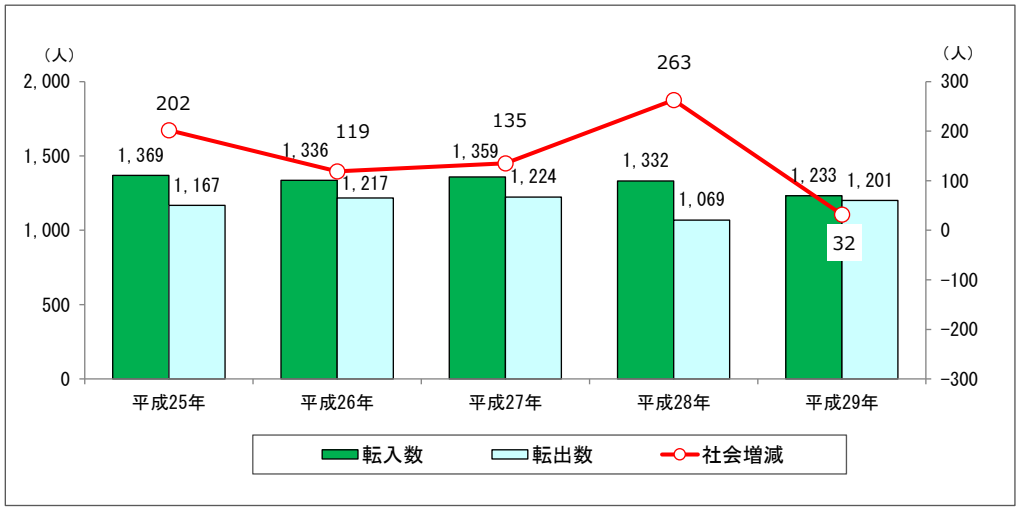

資料：「住民基本台帳人口移動報告」

出生数は 300 人強となっていますが、出生後の翌年以降の児童の人数が増加傾向にあり、出生後の転入児が多いことがうかがえます。

図表 8　０～５歳児の推移

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
平成 25 年	334	381	391	387	375	394
平成 26 年	334	355	402	406	395	380

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
平成 27 年	324	351	358	399	412	402
平成 28 年	324	364	365	375	406	417

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
平成 29 年	341	353	383	385	376	409
平成 30 年	333	353	370	401	401	382

資料：「住民基本台帳」

結婚後に住みたい地域については、「現在の住まいと同じ市町」が 44.0%となっており、三重県の 42.0%をやや上回っています。

図表 9　結婚後に住みたいところ（未婚者）

市町名	件数	現在の住まいと同じ市町	現在の住まいの近隣市町（県内）	現在の住まいから離れた市町（県内）	現在の住まいの近隣市町村（県外）	現在の住まいから離れた市町村（県外）	その他	わからない	わからない
三重県	3,688	42.0%	35.2%	10.0%	9.9%	11.3%	4.3%	22.4%	0.4%
菰野町	134	44.0%	41.0%	9.0%	7.5%	13.4%	3.0%	21.6%	–

資料：結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査

２　世帯の状況

２－１　世帯の状況

本町の世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 14,423 世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平成 27 年では 2.79 人となっており、平成７年と比較すると 0.7 人の減少となっています。

また、全国や県と比較すると、全国や県を上回って推移しています。

図表 10　総世帯数及び平均世帯人員の推移

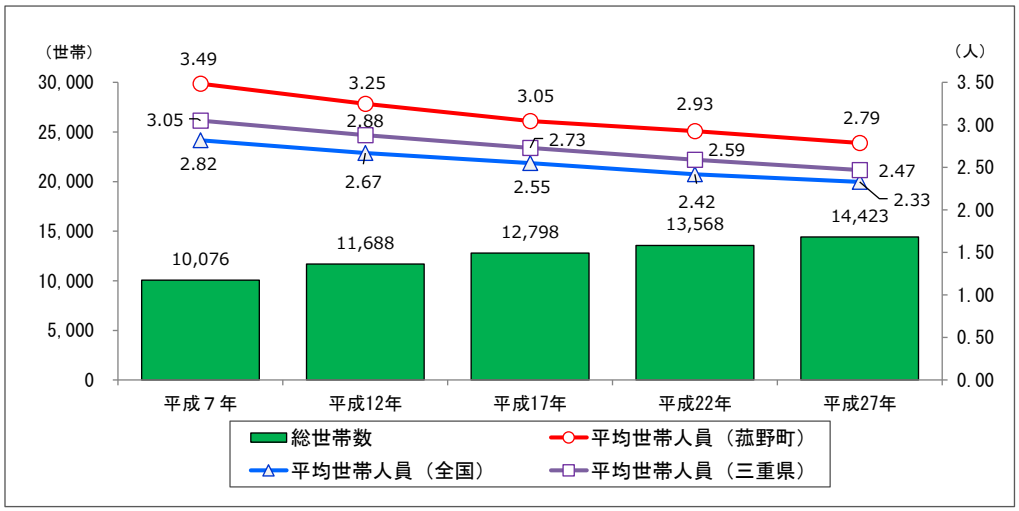

資料：「国勢調査」

２－２　父子世帯及び母子世帯の推移

ひとり親世帯は平成７年の 87 世帯から平成 27 年には 237 世帯へと大幅に増加しています。内訳をみると、父子家庭に比べて母子家庭の増加が顕著となっています。

また、全世帯に占める割合は増加傾向にあり、平成 27 年では 1.6%となっています。

図表 11　父子世帯及び母子世帯の推移

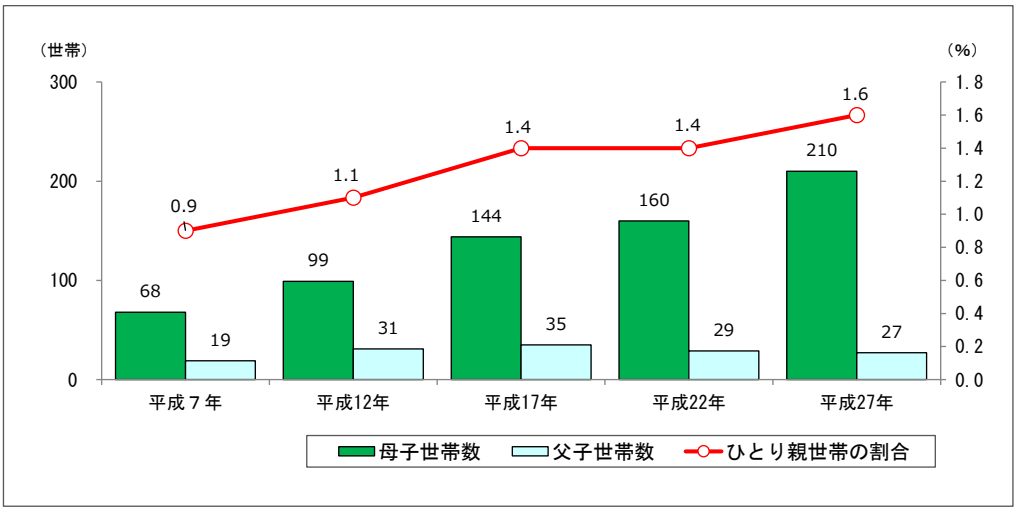

資料：「国勢調査」

２－３　子どもの貧困率※3の推移

国民生活基礎調査による平成 27 年の全国の子どもの貧困率は 13.9%となっており、平成 24 年に比べてやや改善したものの、依然として 17 歳以下の子どもの約７人に１人は経済的に困難な状況にあります。

図表 12　子どもの貧困率の推移（全国）

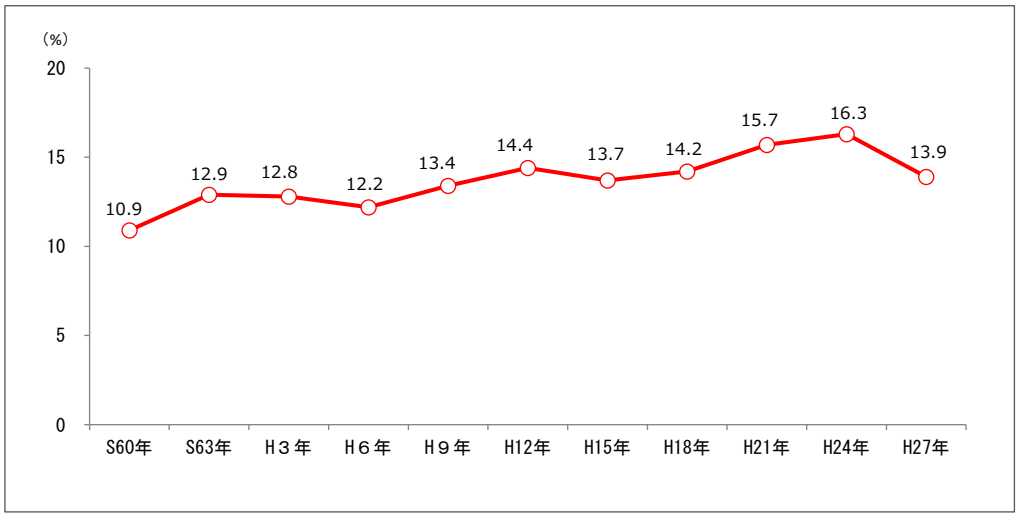

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※3：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合。

２－４　婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は平成 12 年の 240 件をピークに減少傾向にあり、平成 29 年では 160 件となっています。離婚件数は平成 22 年の 89 件をピークに減少傾向にあり、平成 29 年では 54 件となっています。

図表 13　婚姻件数及び離婚件数の推移

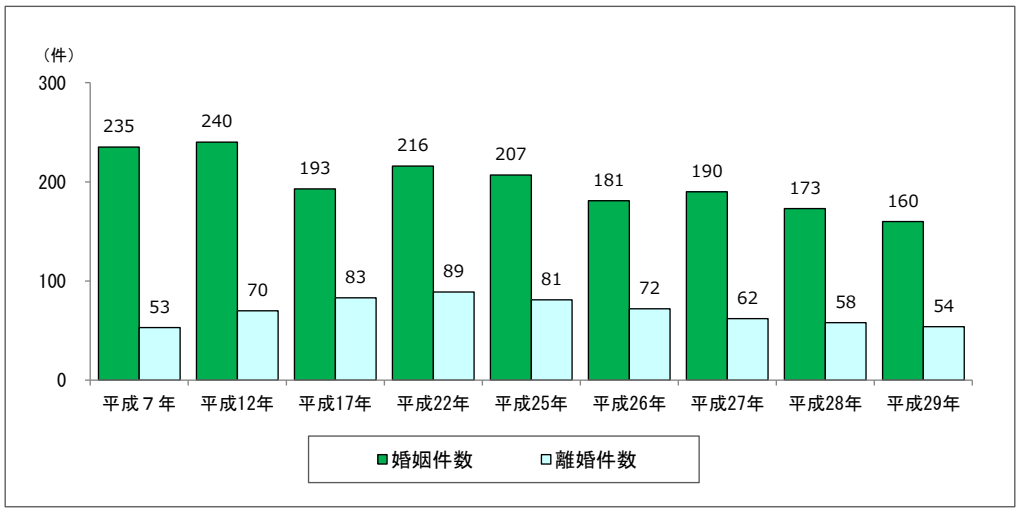

資料：平成 22 年までは「人口動態統計調査」、平成 25 年以降は「三重県衛生統計年報」

２－５　未婚率の推移

男性の未婚率の推移をみると、20～24 歳は平成 12 年以降９割を超えて推移しています。また、25～29 歳は平成 27 年では７割を超え、30～34 歳は平成 17 年以降４割前後、35～39 歳は平成 22 年以降約３割で推移しています。また、女性の未婚率はいずれの年齢層においても増加傾向にあります。

図表 14　未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

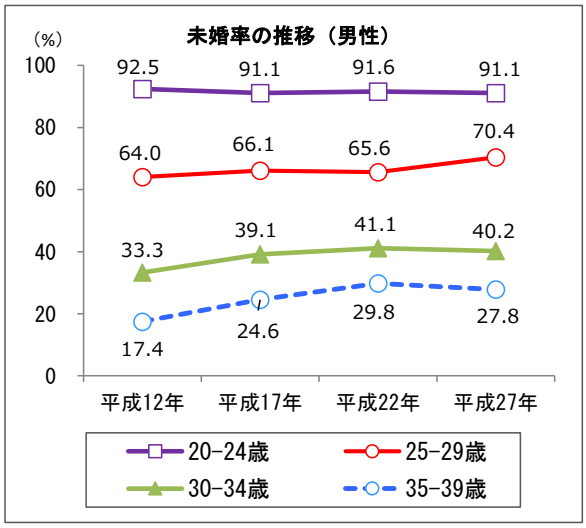

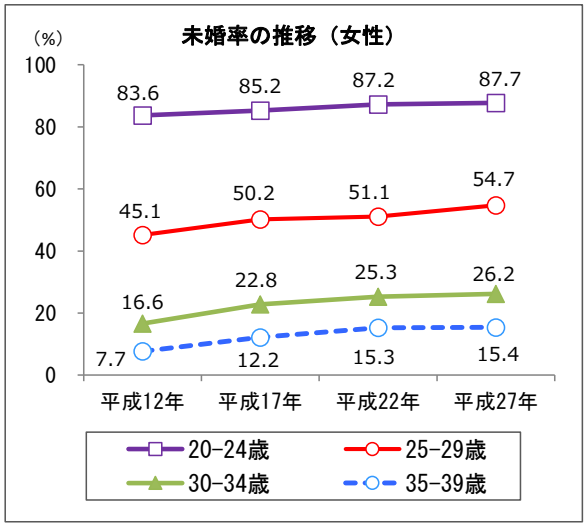

資料：「国勢調査」

３　産業と就労状況

３－１　就業者数の推移

就業者数の推移をみると、平成７年以降増加傾向にあり、平成 27 年では 19,652 人となっています。就業者数に占める男性・女性の割合をみると、女性の割合が増加傾向にあります。

図表 15　就業者数の推移

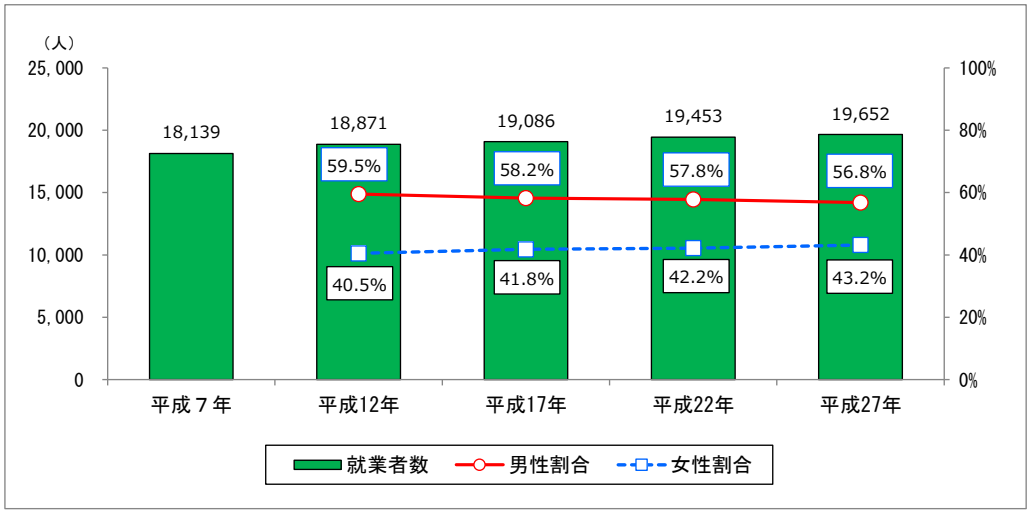

資料：「国勢調査」

３－２　産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移をみると、第１次産業就業者数※4は、平成７年から平成 22 年にかけては減少したものの、平成 27 年にかけてはやや増加し、469 人となっています。第２次産業就業者数※5は、減少傾向にあり、平成 27 年では 7,291 人となっています。第３次産業就業者数※6は、増加傾向にあり、平成 27 年では 11,222 人となっています。

図表 16　産業別就業者数の推移

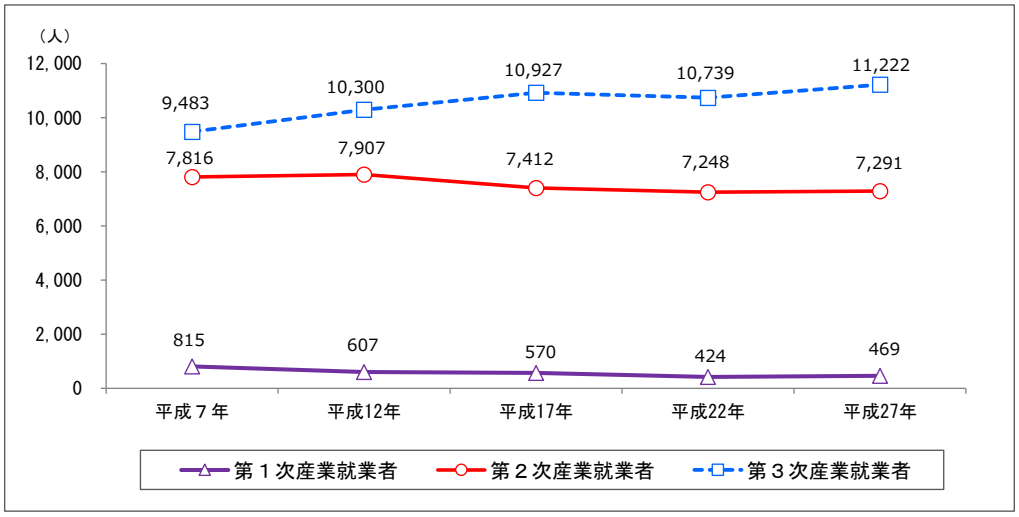

資料：「国勢調査」

※4：農業、林業、漁業、※5：鉱業、建設業、製造業、※6：電気・ガス・水道・運輸・通信・小売・卸売・飲食・金融・保険・不動産・サービス・公務・その他の産業。

３－３　女性の労働力率

女性の年齢別労働率は、結婚・出産・育児にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、一般的に『M字カーブ』を描くと言われています。

本町における平成 17 年と平成 27 年の女性の年齢別の労働力率をみると、平成 17 年に比べ 20～24 歳において女性の労働力率は減少している程度で特に大きな変化はみられません。

また、女性の労働力率を全国や県と比較すると、全国に比べてやや高く、県に比べて 25～44 歳で低くなっています。

図表 17　菰野町における女性の年齢階層別労働力率比較

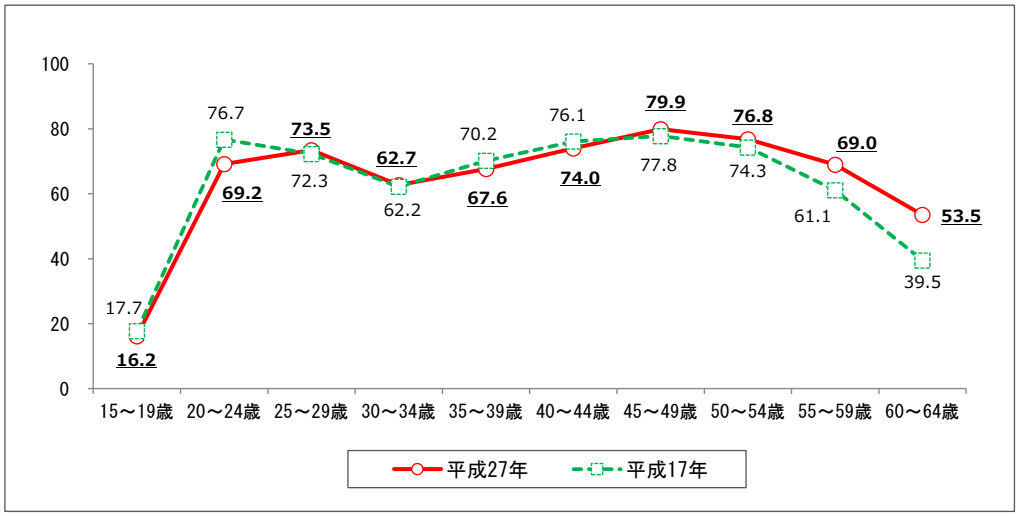

資料：「国勢調査」

図表 18　女性の年齢階層別労働力率（全国、三重県との比較）

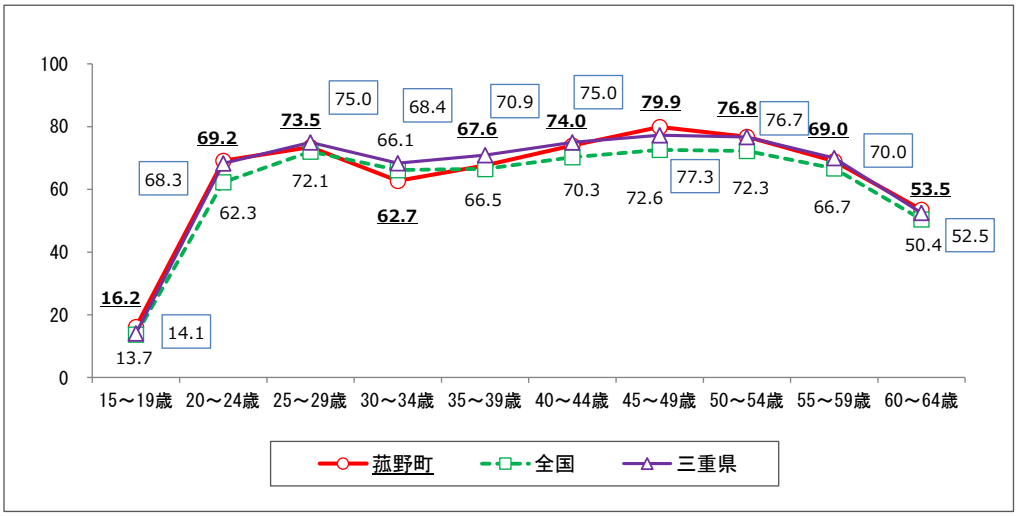

資料：「国勢調査」

４　ニーズ調査結果から見える現状と課題

本計画を策定するにあたって、就学前児童（０～５歳）と、小学校児童（小学１年生～３年生）を持つ保護者に対して、子育てにかかわる実態、意識をうかがい、教育・保育等に対するニーズを把握することにより、今後の本町の子育てに対するサービスの充実を図るためにアンケート調査を実施しました。

その結果の一部を抜粋して掲載いたします。なお、掲載したグラフ内の比率については、小数点第２位を四捨五入して算出しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問につきましては、比率の合計が 100%を超える場合があります。

	子育てに関するアンケート調査　実施概要	
（１）調査対象	菰野町に居住する０歳～５歳までの児童を持つ保護者	菰野町に居住する小学校１年生～3年生までの児童を持つ保護者
（２）対象者数	2,522 人	1,266 人
（３）調査方法	直接または郵送による配布・回収	
（４）抽出方法	無作為抽出	
（５）回収数・回収率	1,468 サンプル（58.2%）	1,052 サンプル（83.1%）
（６）調査時期	平成 30 年１月	

５　本町の現状と課題

５－１　子どもの育ちをめぐる環境について

家庭内で子育てを主に行っているのは、「父母ともに」という家庭が最も多くなっています。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約４割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は全体の５割を超えており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にあります。一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人は就学前で 7.9%、小学生で 6.7%とわずかながらみられます。

図表 19　主な子育てや教育を行っている方

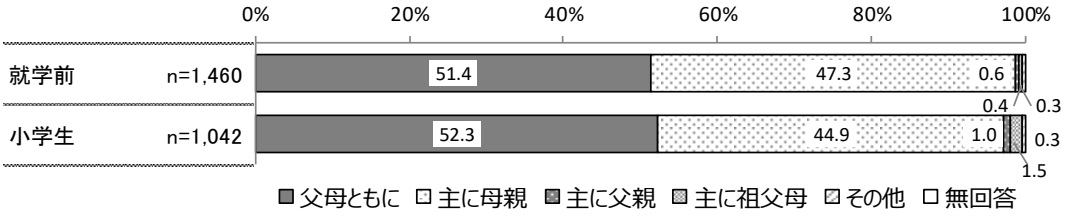

図表 20　日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

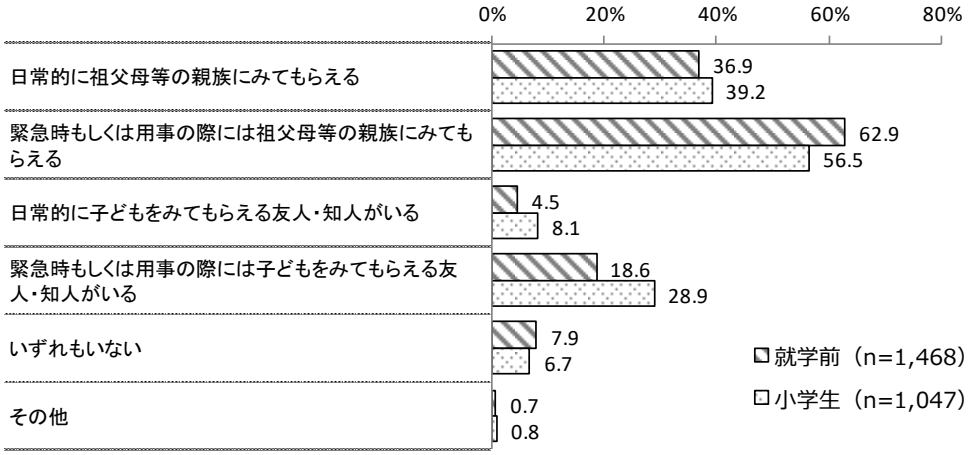

５－２　保護者の就労状況について

母親の就労状況についてみると、就学前では、母親で就労している人は、67.3%となっています。小学生では 77.1%となっています。

母親の現在の就労状況を前回調査と比較すると、就労している母親は就学前では 11.5 ポイント、小学生では 5.6 ポイント増加しており、特に就学前ではフルタイム、小学生ではパート・アルバイトでの就労が増えています。

現在、就労していない母親の今後の就労意向については、就学前では子どもが「３歳」になったころに就労したいが 38.5%と最も多く、次いで「６歳以上」が 36.3%となっています。

小学生では「７～９歳」が 30.9%と最も多く、次いで、「３歳」が 21.0%、「10～12 歳」が 16.0%、「４歳」が 14.8%となっています。また、就労意向のある母親は、就学前では約８割、小学生では約７割を占めています。

図表 21　母親の就労状況

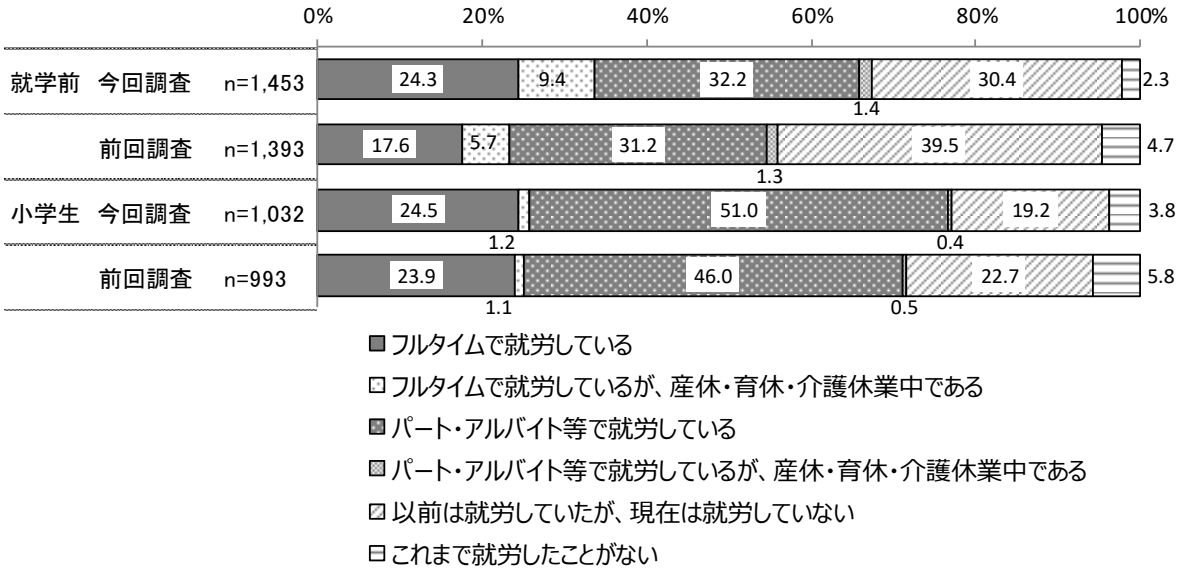

図表 22　現在就労していない母親の就労意向

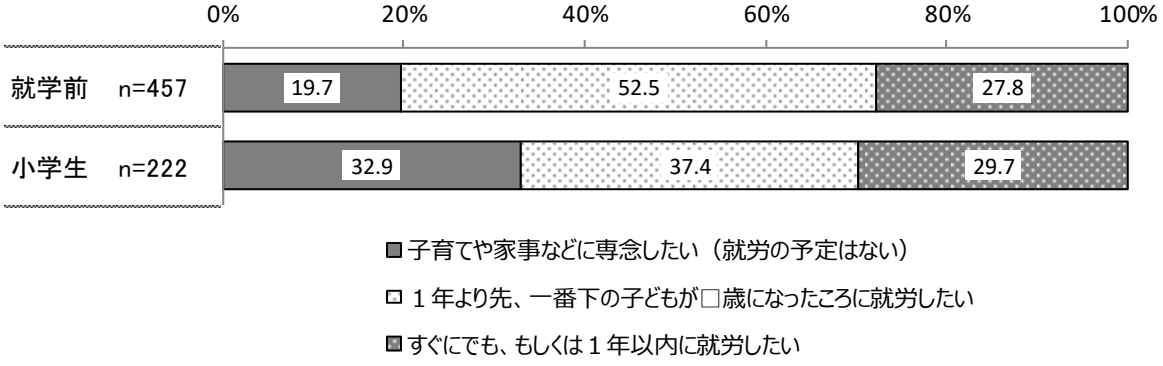

図表 23　就労を希望する時点での子どもの年齢

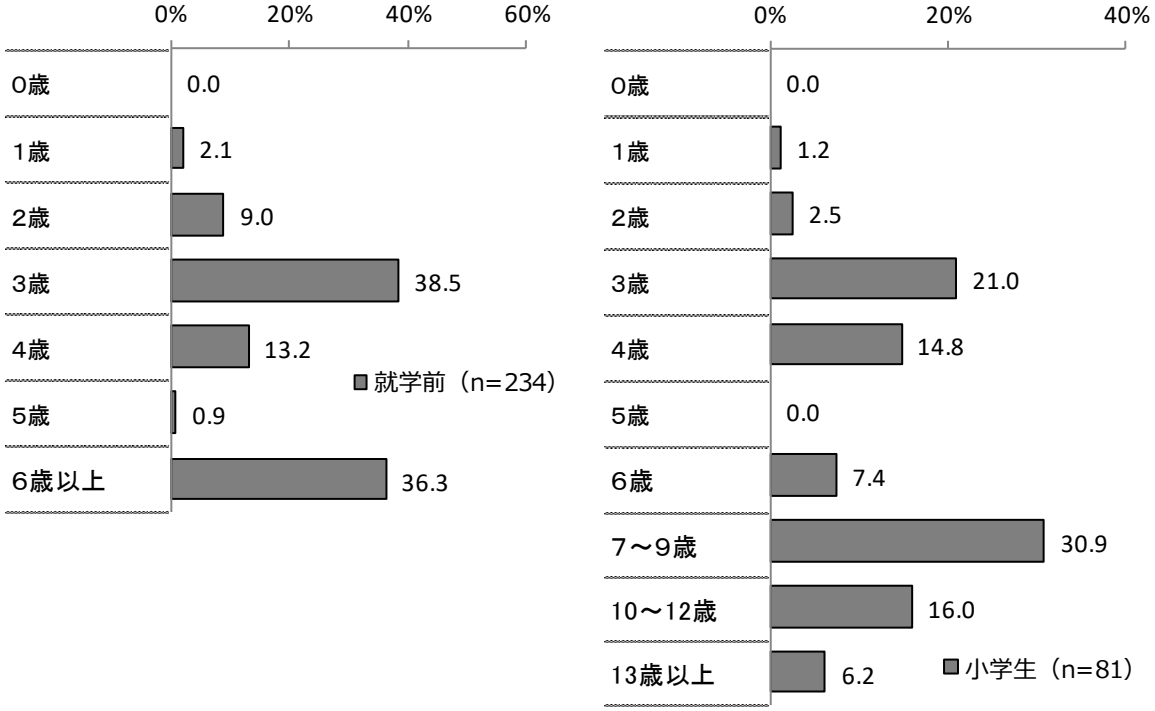

５－３　平日の定期的な教育・保育事業の利用について

現在、幼稚園や保育所などの定期的な利用の有無については、「利用している」人が70.8%、「利用していない」人が29.2%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」人は7.9ポイント増えています。

平日に利用している教育・保育事業については、「保育園」が53.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が35.6%となっています。

前回調査と比較すると、「保育園」が減少する一方で、「幼稚園の預かり保育」が増加しています。

図表 24　幼稚園や保育園などの定期的な利用の有無【就学前児童の調査】

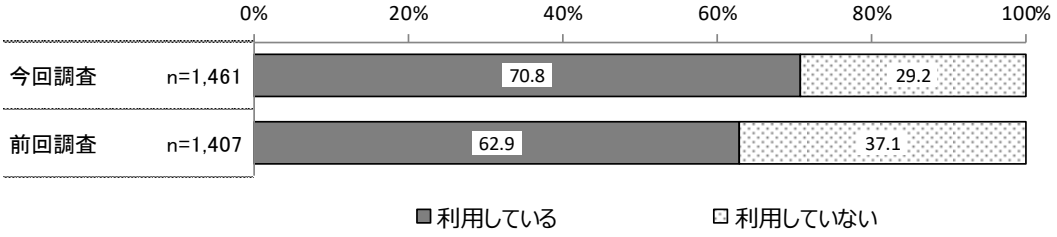

図表 25　平日に利用している教育・保育事業【就学前児童の調査】

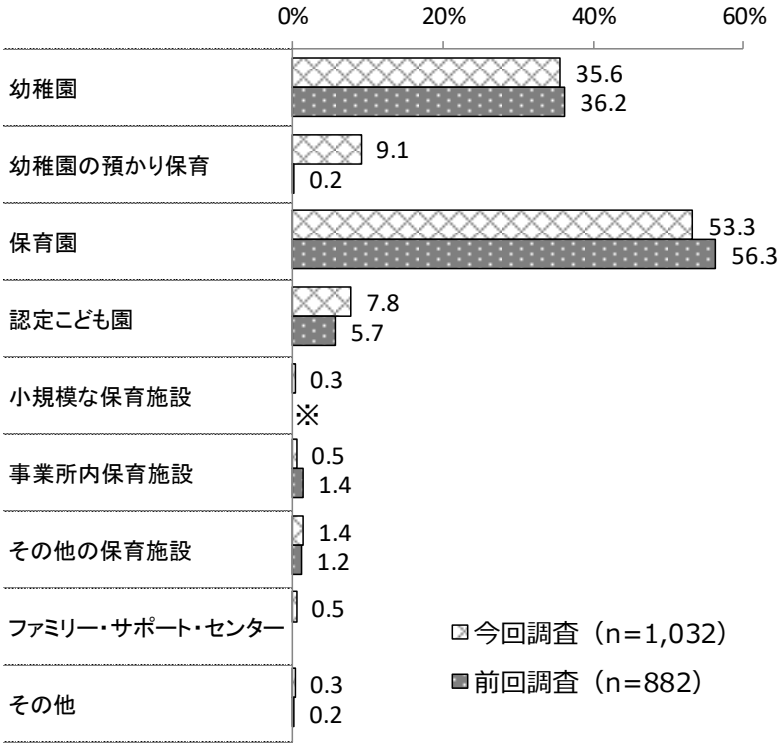

平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業については、「保育園」が 65.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が 44.7%、「幼稚園の預かり保育」が 26.3%、「認定こども園」が 18.3%となっています。

前回調査と比較すると、現在最も多くの人が利用している「保育園」を希望されている人は増加しているのに対し、「幼稚園」を希望されている人は減少しています。また、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」を希望されている人も増加しています。

図表 26　平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業【就学前児童の調査】

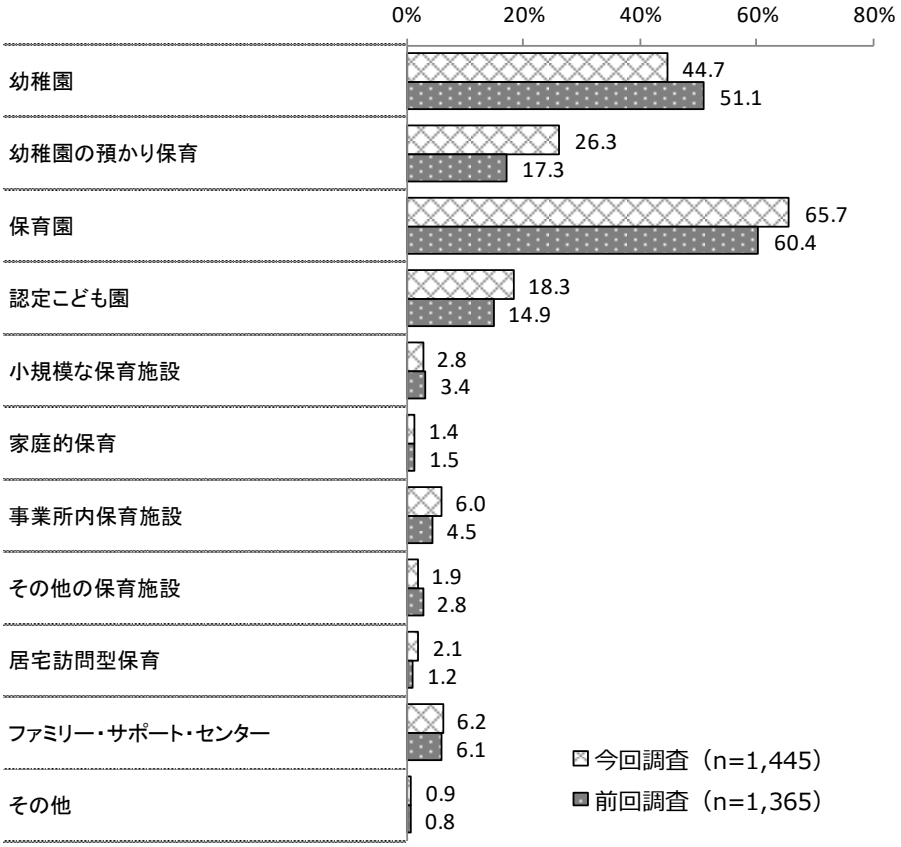

５－４　土曜・休日の教育・保育事業の利用について

土曜日の教育・保育事業の利用希望については、「利用希望はない」が 68.2%と最も多くなっています。利用希望がある人では、「ほぼ毎週利用したい」が 7.4%、「月に 1～2 回は利用したい」が 24.4%となっています。

日曜日・祝日の利用希望については、「利用希望はない」が 83.4%と最も多くなっています。利用希望がある人では、「ほぼ毎週利用したい」が 2.1%、「月に 1～2 回は利用したい」が 14.5%となっています。

図表 27　土曜日、日曜日・祝日の利用希望【就学前児童の調査】

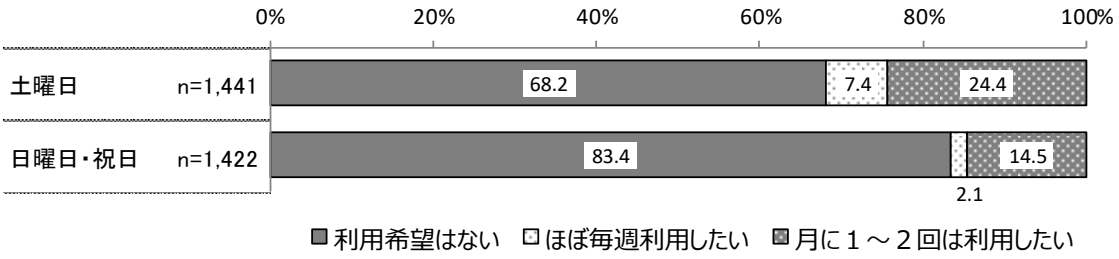

５－５　子どもが病気の際の対応について

この１年間に、子どもが病気やケガで幼稚園や保育所を休んだことについては、就学前では「あった」人は 85.3%、「なかった」人が 14.7%となっています。

小学生では「あった」人は 75.1%、「なかった」人が 24.9%となっています。

図表 28　この１年間に、子どもが病気やケガで幼稚園や保育所を休んだこと

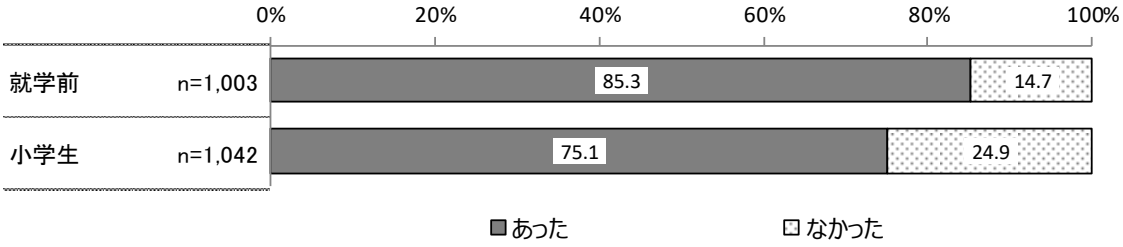

子どもが病気で休んだ時の対処法は、就学前、小学生ともに「母親が休んだ」が最も多く６割を超えています。次いで就学前では「親族・知人に子どもをみてもらった」が 37.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 22.6%、「父親が休んだ」が 19.3%となっています。小学生では「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 27.9%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が 25.8%、「父親が休んだ」が 10.5%となっています。

その際に病児・病後児保育施設等の利用希望については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」が就学前では 21.8%、小学生では 12.0%、「利用したいとは思わなかった」が就学前では 78.2%、小学生では 88.0%となっています。

図表 29　子どもが病気で休んだ時の対処法

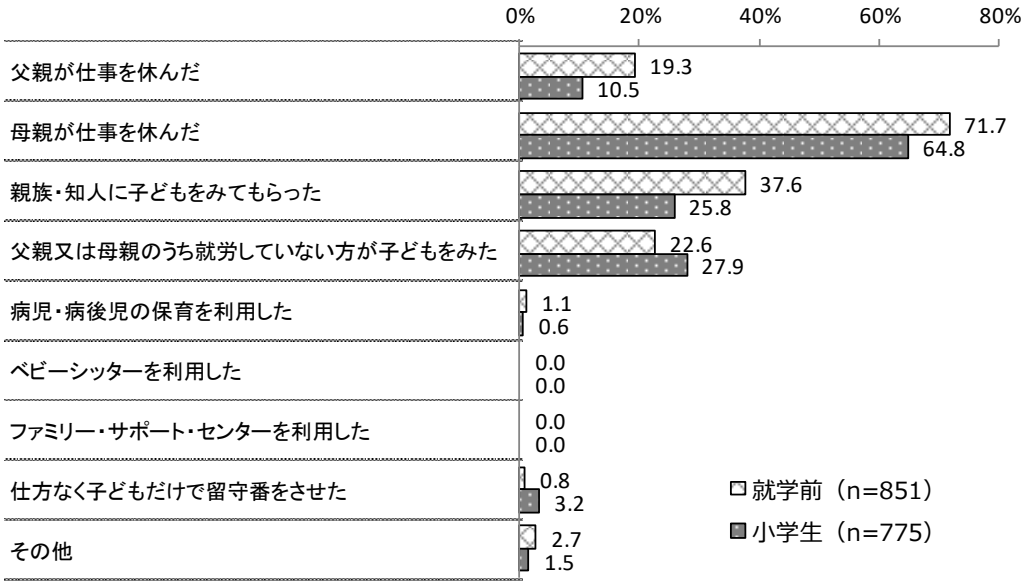

図表 30　子どもが病気で休んだ時の対処法

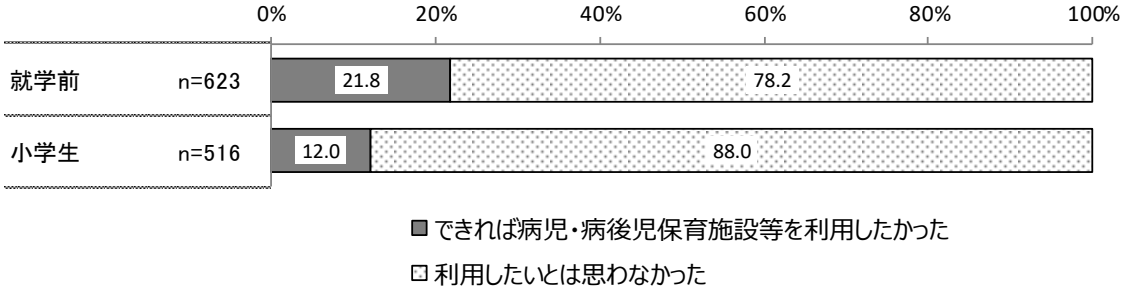

５－６　地域の子育て支援事業の利用について

現在、地域子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が 66.2%と最も多くなっています。利用している人では、「子育て支援センター（室）」が 32.3%、「その他菰野町で実施している類似の事業」が 9.3%となっています。

前回調査と比較すると、「子育て支援センター（室）」を利用している人は 7.2 ポイント増えています。

今後の地域子育て支援事業の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 71.3%と最も多くなっています。利用を希望している人では、「利用していないが、今後利用したい」が 15.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 13.4%となっています。

図表 31　地域子育て支援拠点事業の利用状況【就学前児童の調査】

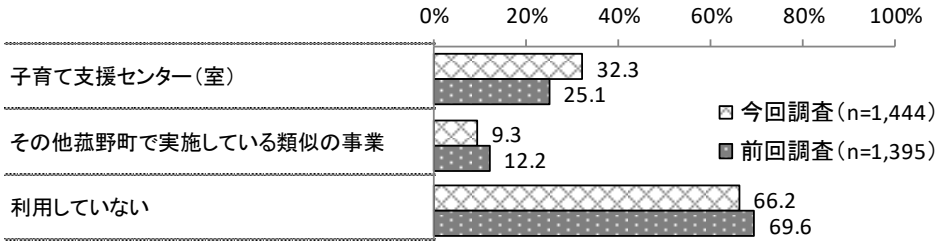

図表 32　地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

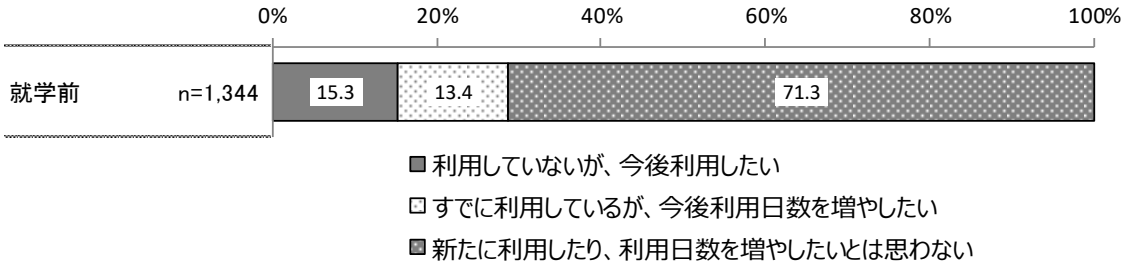

図表 33　地域子育て支援拠点事業の利用状況

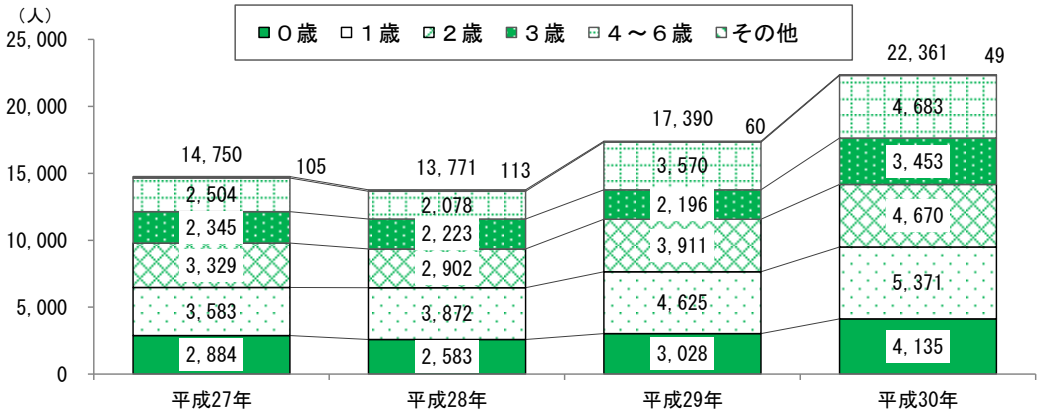

０歳	19.6%	18.8%	19.1%	21.3%
１歳	24.3%	28.1%	28.6%	25.1%
２歳	22.6%	21.1%	24.1%	23.2%
３歳	15.9%	16.1%	12.4%	16.4%
４～６歳	17.0%	15.1%	15.4%	13.7%
その他	0.7%	0.8%	0.3%	0.3%

５－７　不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

この１年間に、私用や親の通院、不定期の仕事などを理由に、子どもを預かるサービスの利用状況については、「利用していない」が 93.7%と最も多くなっています。利用した人では、「一時預かり」が 4.0%、「ファミリー・サポート・センター」が 2.2%となっています。

また、一時預かりの利用希望については、「利用したい」が 38.1%、「利用する必要はない」が 61.9%となっています。

図表 34　私用や親の通院、不定期の仕事などを理由に、子どもを預かるサービスの利用状況【就学前児童の調査】

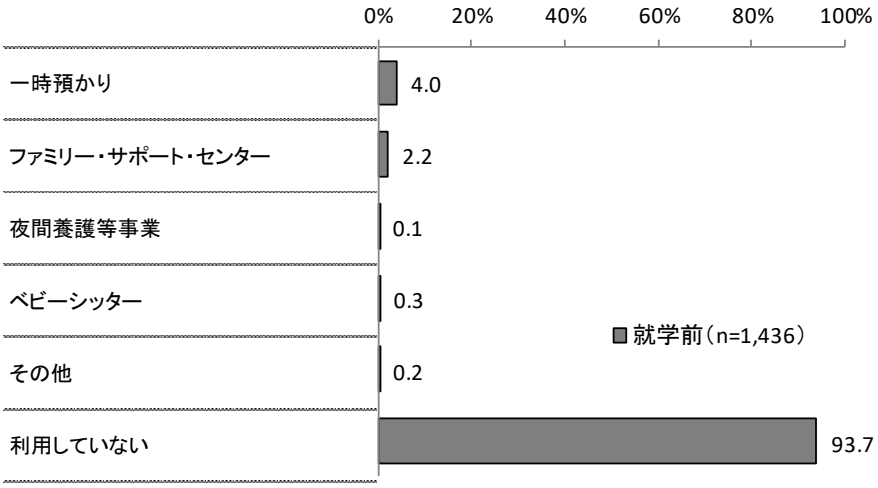

図表 35　一時預かりの利用希望【就学前児童の調査】

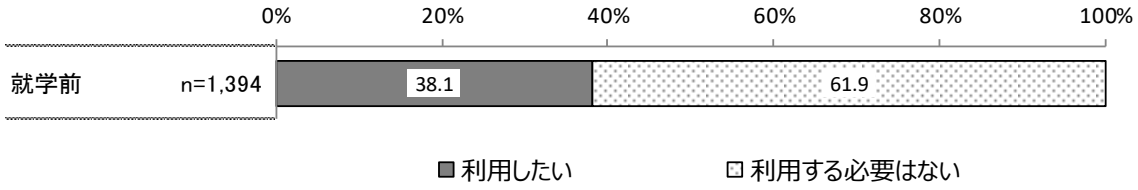

図表 36　ファミリー・サポート・センターの利用状況

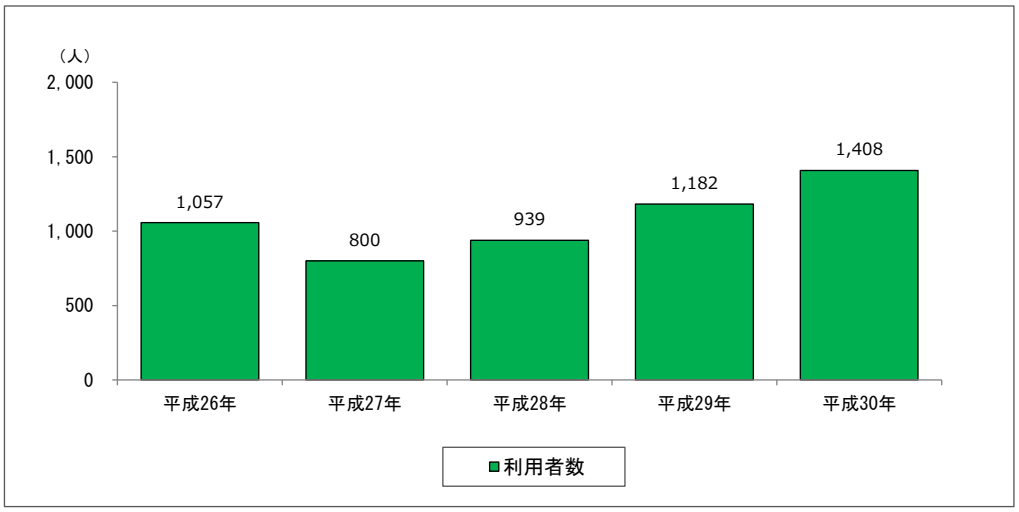

５－８　放課後の過ごし方について

小学校入学以降、「放課後児童クラブ（学童保育）」を「低学年（１～３年生）の間は利用したい」人は 29.8%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」人は 10.5%となっており、放課後児童クラブの利用を希望する人は 40.3%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の利用を希望する人は 38.3%から 40.3%へと微増しています。

お子さんの平日の小学校終了時の時間の過ごし方については、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」の順となっています。

前回調査と比較すると、「放課後子ども教室」が 10 ポイント以上、「放課後児童クラブ」が 6.1 ポイント増加しています。

図表 37　放課後児童クラブの利用希望について【就学前児童の調査】

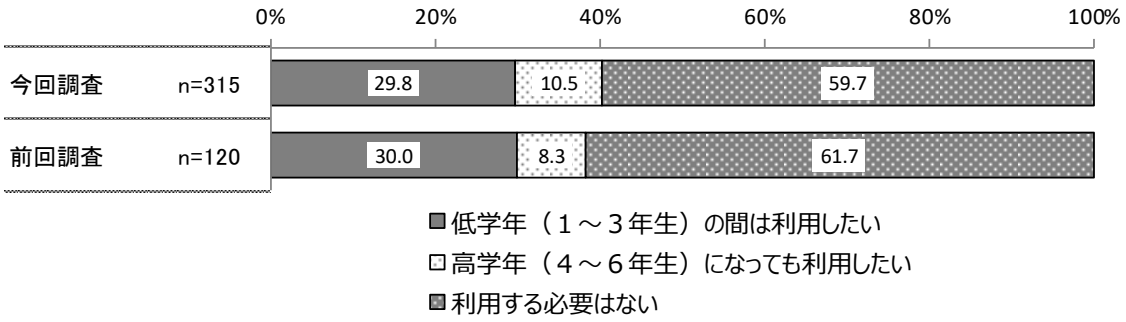

図表 38　放課後時間の希望する過ごし方【小学生児童の調査】

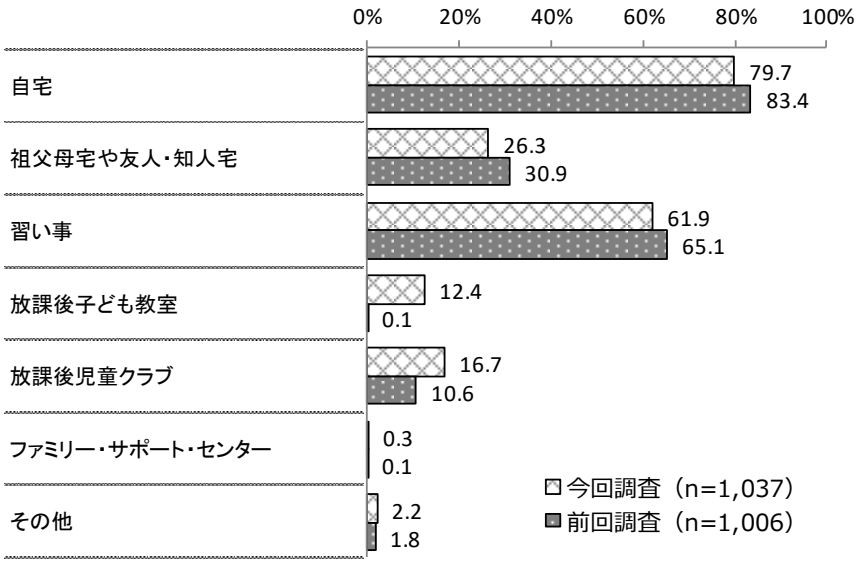

５－９　育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

母親の育児休業制度の利用状況については、「働いていなかった」が 50.7%と最も多く、次いで「育児休業を取得した（取得中である）」が 36.4%、「取得していない」が 12.9%となっています。

父親の育児休業制度の利用状況については、「取得していない」が 94.4%と最も多く、次いで「育児休業を取得した（取得中である）」が 5.2%、「働いていなかった」が 0.4%となっています。

前回調査と比較すると、母親で「育児休業を取得した（取得中である）」人は 11.3 ポイント、父親で「育児休業を取得した（取得中である）」人は 3.7 ポイント増加しています。

図表 39　育児休業制度の利用状況【就学前児童の調査】

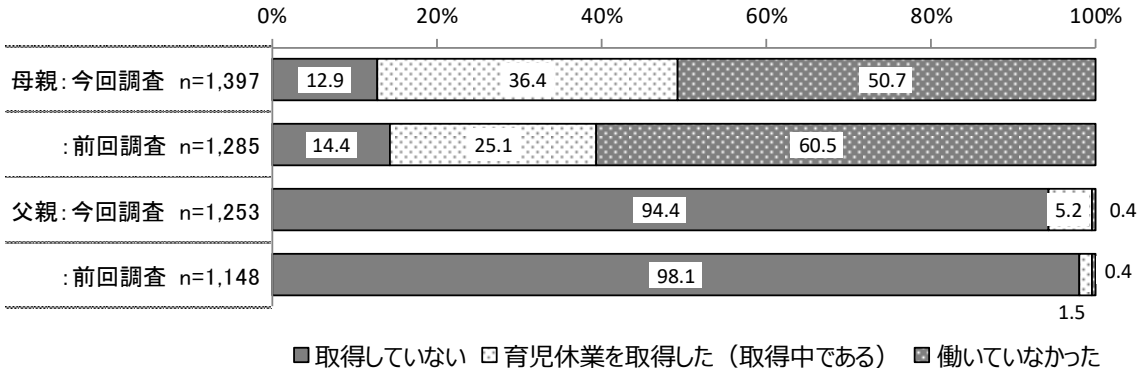

母親の育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が 42.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が 20.6%となっています。

父親の育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」が 38.7%と最も多く、次いで「祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が 35.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 31.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 27.1%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 26.4%となっています。

図表 40　育児休業を取得していない理由【就学前児童の調査】

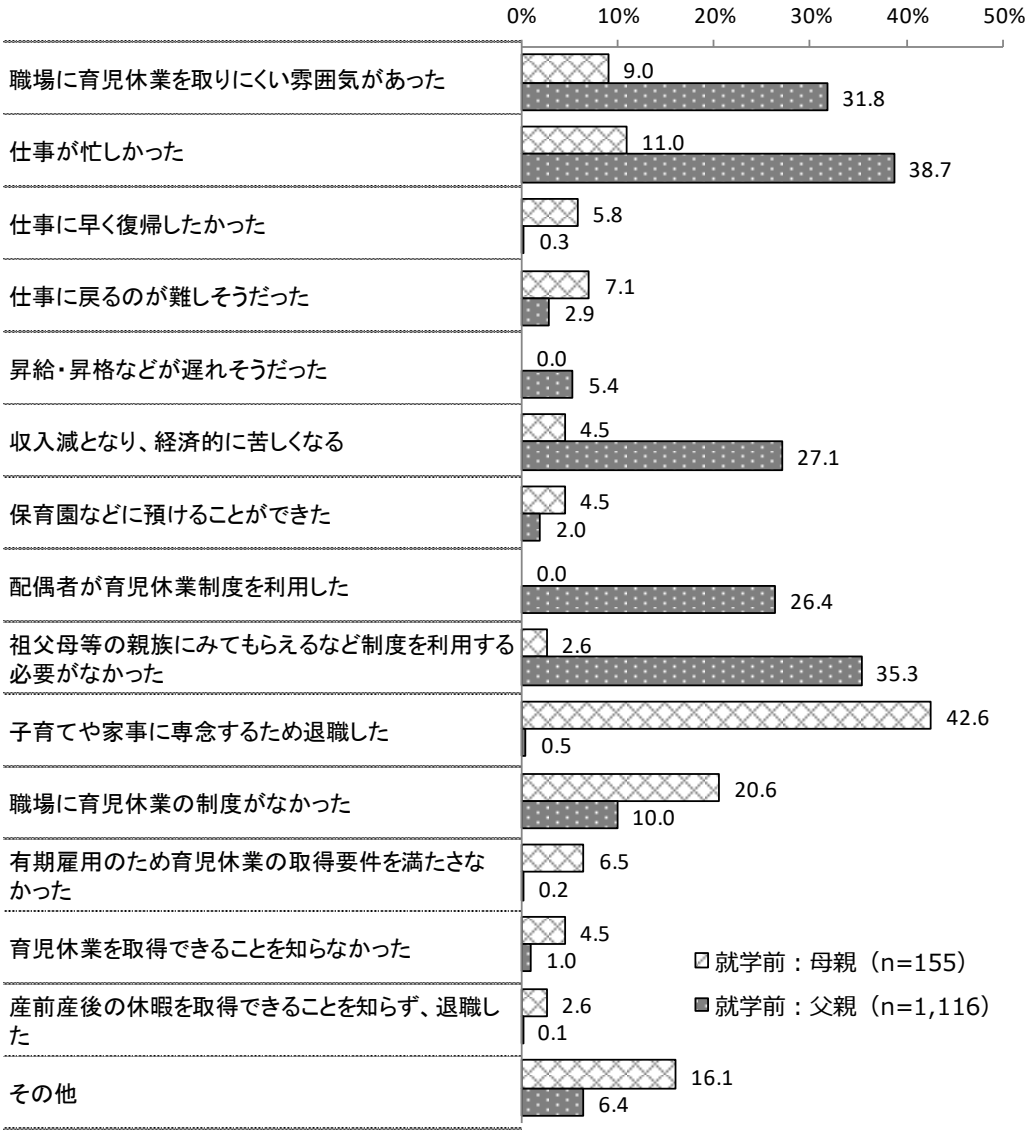

５－10　子育て全般について

子育てについては、就学前では「子育てに喜びや楽しみを感じている」が 73.8%と最も多く、次いで「子育てに不安や負担を感じている」が 15.0%、「子育てに生きがいを感じている」が 9.5%となっています。

小学生では「子育てに喜びや楽しみを感じている」が 62.6%と最も多く、次いで「子育てに不安や負担を感じている」が 22.1%、「子育てに生きがいを感じている」が 11.8%となっています。

子育てをしていて不安や負担を感じている理由については、就学前では「自分自身のために、ゆとりの時間が持てない」が 49.8%と最も多く、次いで「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」が 46.4%、「子どもの教育やいじめが心配」が 44.0%となっています。

小学生では「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」が 51.4%と最も多く、次いで「子どもの教育やいじめが心配」が 50.5%、「自分自身のために、ゆとりの時間が持てない」が 37.7%となっており、就学前、小学生ともに上位３項目に違いはありません。

図表 41　子育てについて

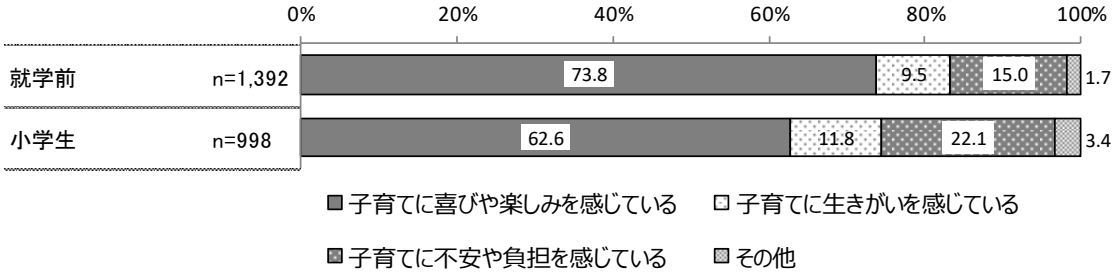

図表 42　子育てについて

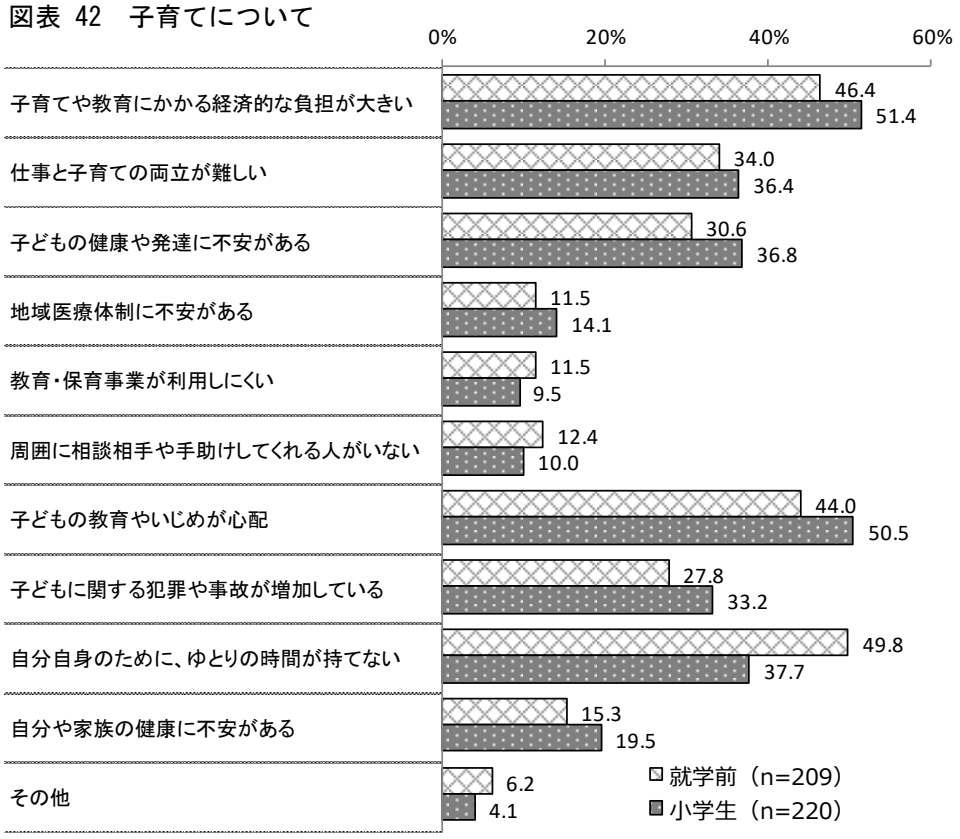

５－11　子育てに関して悩んでいること

子育てに関して悩んでいることについては、就学前では「子どもをしかりすぎているような気がすること」が 54.5%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が 38.8%、「食事や栄養に関すること」が 31.0%となっています。

小学生では「子どもをしかりすぎているような気がすること」が 55.4%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が 44.7%、「友達づきあい（いじめなどを含む）に関すること」が 32.2%となっています。

図表 43　子育てに関して悩んでいること

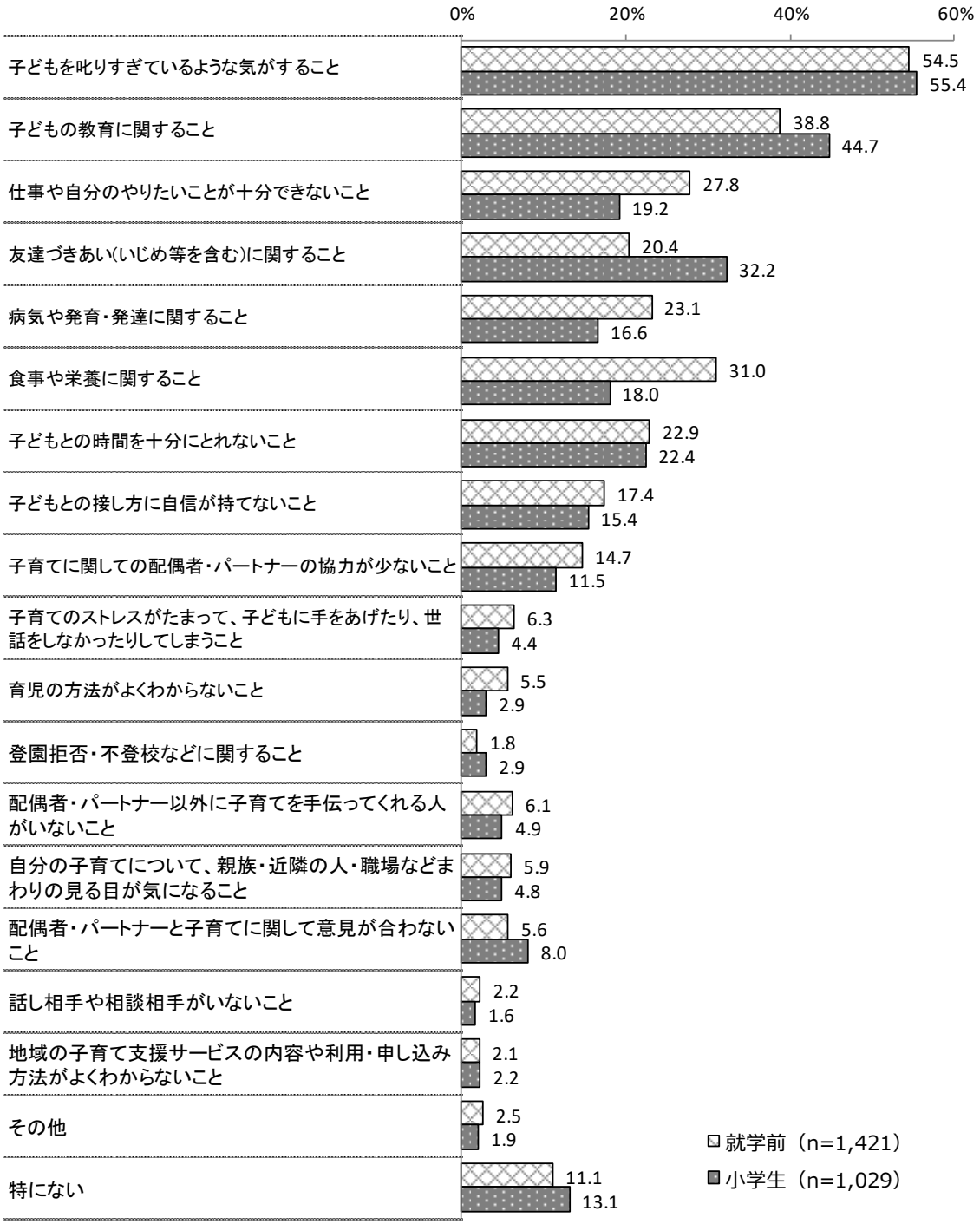

５－12　町で必要と思われる子育て支援策

町で必要と思われる子育て支援策については、就学前では「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」が 24.4%と最も多く、次いで「幼稚園での預かり保育の実施・充実」が 15.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）の整備・充実」が 13.1%となっています。

小学生では「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」が 36.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）の整備・充実」が 17.6%となっています。

図表 44　町で必要と思われる子育て支援策

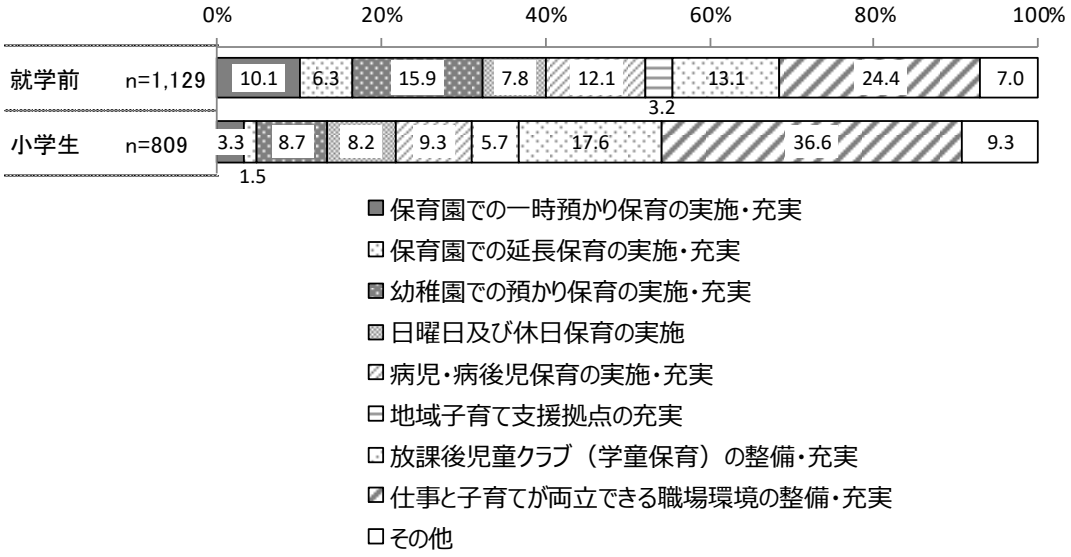

菰野町の子育て施策については、「はい」と回答した人が高い項目は、「②子育てを楽しいと感じていますか」が 85.0%と最も多く、次いで「④乳幼児健診の体制に満足していますか」が 68.8%、「⑧青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」が 50.8%、「⑩学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」が 50.6%となっており、14 項目中４項目で５割を超えています。一方で、「いいえ」と回答した人が高い項目は、「⑬公園など遊び場が充実していると思いますか」が 53.0%と最も多くなっており、全項目の中で唯一５割を超えています。

図表 45　菰野町の子育て施策等について【就学前児童の調査】

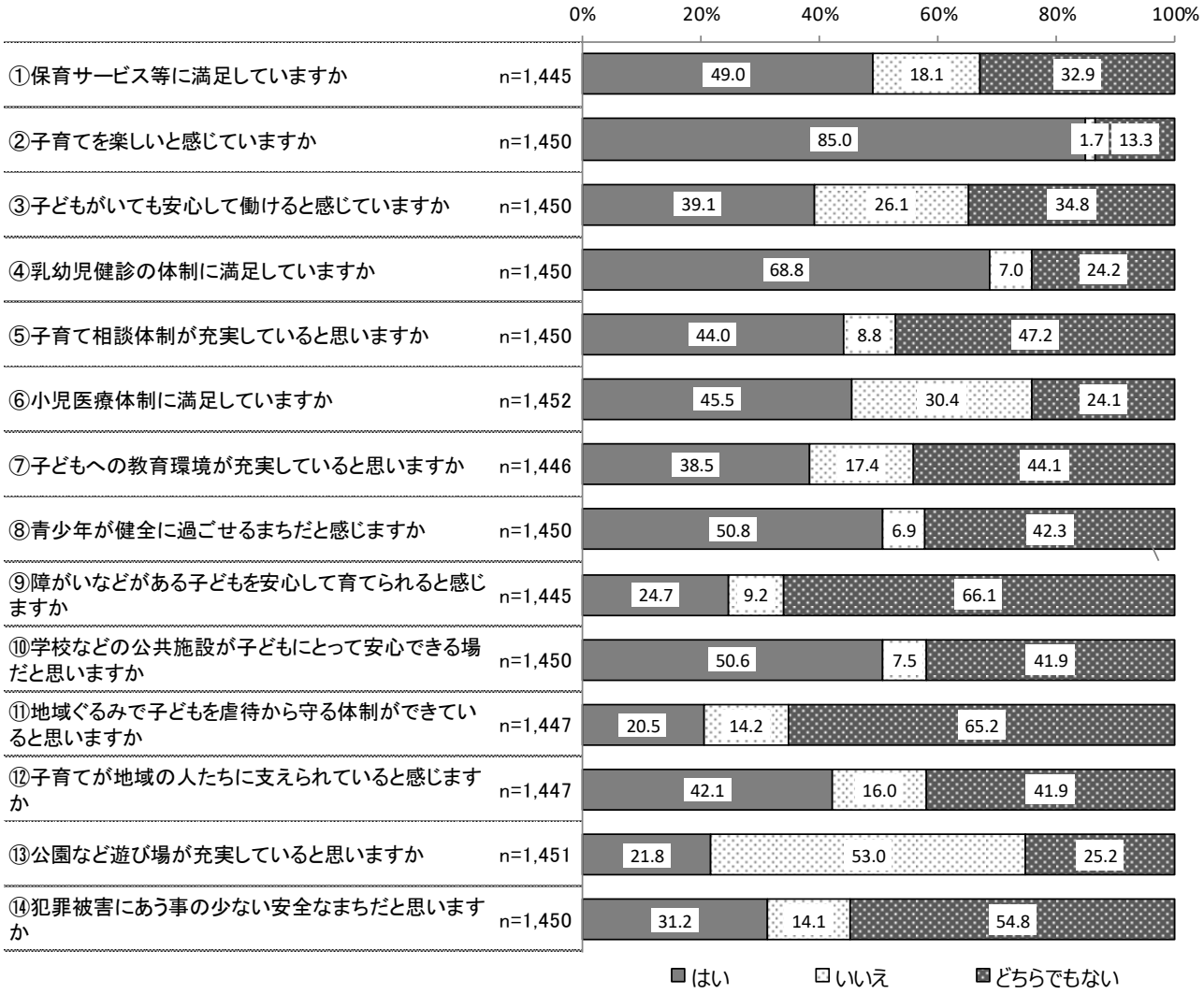

６　本町の現状と課題のまとめ

- 全国的に人口減少や少子・高齢化が進行するなか、本町では総人口は増加傾向、子どもの数は横ばい状態にあるものの、将来的には子どもの数は減少していくことが予測されています。その一方で、子育て環境の変化や女性の就労の拡大等を背景に、保育ニーズは高まっており、特に保育園や幼稚園の預かり保育に対するニーズが高くなっています。
  今後は、教育・保育ニーズに対応した保育の受け皿の整備を進めていくとともに、保育士等の人材確保など質の向上に努める必要があります。（P6、7、20、21 参照）

- アンケート調査結果からは、現在、就労していない母親の就労希望は高く、就学前で約８割、小学生で約７割を占めており、今後はこれらの希望に対する就労支援の充実が求められています。
  （P18 参照）

- アンケート調査結果からは、多くの人が日常的に周囲のサポートを受けられる状態にあることがうかがえます。その一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人も就学前で 7.9%、小学生で 6.7%とわずかながらみられることから、今後はそれらの家庭が支援を受けやすくする必要があります。
  （P17 参照）

- アンケート調査結果からは、児童の小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年、高学年を合わせると「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望する人が約４割を占めています。また、小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」や「習い事」が多くなっているものの、前回調査に比べて「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」で過ごす子どもが増えています。共働き世帯の増加や働き方の多様化により、子どもの放課後の居場所に対するニーズも高まっていることから、子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所の確保に努める必要があります。（P18、19、26 参照）

- 本町の子育てに施策に関連する分野については、「子育ての楽しさ」「乳幼児の検診の体制」「青少年が健全に過ごせるまち」「学校などの公共施設が子どもにとって安心な場」などは「はい」という肯定的な回答が 5 割以上を占め高くなっています。その一方で、「公園など遊び場の充実」は「いいえ」という否定的な回答が 53.0%となっており、子どもの遊び場については不満に感じている人が５割を超えています。子どもにとって遊びは楽しむだけでなく、子どもの成長や発達段階においても欠かせない重要な役割を果たすことから、子どもたちにとって魅力ある遊び場の提供が望まれます。
  （P32 参照）

- 子育て上の悩みについては、就学前、小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもの教育に関すること」が上位２項目としてあげられています。これらに続いて就学前では「食事や栄養に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」、小学生では「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が多くなっています。子育ての悩みは多岐にわたることから、個々の状況にあった相談体制を整備していく必要があります。

（P30 参照）

- アンケート結果からは、女性の育児休業制度の利用率は働いていなかった人を除けば７割を超えており高い水準を示しています。その一方で、男性の育児休暇の取得率は 5%台と低い状況にあり、仕事の忙しさや育児休業が取りにくい職場の雰囲気から父親の育児への関わりは低い状況にあります。

  今後は男性の働き方の見直しを含めた長時間労働の是正や利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を広く浸透させていく必要があります。（P27 参照）

第３章　計画が目指す菰野町の姿

１　計画の基本理念

全ての子どもたちが明るく、健やかな成長していくことができ、夢を持って暮らすことができる子育て環境が整った町を目指すため、本計画の基本理念を以下のとおりに定め、施策を展開します。

子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち　菰野

■基本理念の考え方

- 町民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が積極的に行動することにより、地域全体で子育てを支える町を目指します。

- 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかに成長できる環境づくりを推進します。

- 親が子育ての一義的責任を果たしつつ、地域や社会に参画できる町づくりを目指します。

２　行動方針と重点取組施策

本計画では、基本理念の実現を目指すため、“母子保健の充実”・“子育て支援サービスの量的確保・質的充実”・“すべての子どもたちの権利を保障する環境整備”の視点に対応した行動方針を掲げ、これに基づく施策を重点取組施策として位置づけます。

①母子保健の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育て期のさまざまな相談に対し、保健師や助産師等が対応し、妊娠初期からの継続した育児支援を行っていきます。また、必要に応じ医療機関や関係機関との連携を図り、保健指導や相談体制の充実、各種教室の開催等に取り組み、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

重点取組施策	具体的内容
・相談体制の充実 ・妊産婦保健と産前産後サポートの充実 ・子育て世代の交流機会の場の提供	子育て世代包括支援センターの運営 妊産婦健康診査等の充実 保健指導・各種教室の充実 助産師による産後ケア事業

②子育て支援サービスの量的確保・質的充実

本年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、さらなる保育ニーズの増加が予想されます。

そのため、本町の子育て支援施設やサービスの量的確保を図り、すべての子育て家庭が、それぞれの希望に沿った子育て支援施設・サービスを選択できるようにします。また、量的確保とともに質の向上に努め、安心して子育てができる支援環境を提供できるようにします。

重点取組施策	具体的内容
・幼児期の学校教育・保育事業の充実 ・地域子ども子育て支援事業の充実 ・放課後対策の推進	土曜日保育、一時預かり事業の充実と幼保一体化運営の充実 子育て支援事業の拡充 ファミリー・サポート・センターの拡充 ショートステイの拡充 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充

③すべての子どもたちの権利を保障する環境整備

すべての子どもたちは、健やかに成長し、あらゆる人権侵害から守られ、平等に教育をうけ、主体的に行動する権利を持っています。ひとり親家庭の増加、子どもの貧困、児童虐待、外国人家庭、発達上の支援が必要な子どもの増加など、配慮が必要な子どもや家庭への支援を充実していくことは大切です。このような子どもたちがもつ権利を尊重し、自立した大人として成長していくことを支援する環境整備を図ります。

重点取組施策	具体的内容
・健やかな発達促進事業の充実	子どもの成長に応じた途切れのない支援策の充実
・要保護児童支援策の充実	要保護児童の早期発見と児童虐待防止体制の充実
・保護者負担の軽減策の充実	実費徴収に係る補足給付の実施
・子どもの貧困対策の充実	

3　施策の体系

子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち　菰野

- **家庭・地域・企業における気運の醸成**
  - 家庭の教育力の向上
  - 地域の育成力の向上
  - 企業をとりまく子育て環境の充実
- **家庭における子どもの育成**
  - 相談・情報提供の充実
  - 配慮が必要な子どもや家庭への支援
    - ・ひとり親家庭の自立支援
    - ・障がい児施策の充実
    - ・児童虐待防止対策の充実
    - ・子どもの貧困対策の充実
- **地域における子どもの育成**
  - 体験・交流活動の促進
    - ・各種団体活動の推進
    - ・ジュニアリーダーの育成
    - ・国際交流、国際教育活動の推進
  - 子どもの居場所づくり
- **子育てに関する支援の体制の充実**
  - 幼児期の学校教育・保育事業の充実
  - 地域子ども子育て支援事業の充実
  - 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と充実
  - 子育てしやすい環境整備
- **親と子の健康づくり支援**
  - 母子保健の充実
    - ・妊産婦保健と産前産後サポートの充実
    - ・乳幼児保健の充実
    - ・食育の推進
    - ・思春期の保健対策の推進
  - 医療体制の確立
- **豊かな心を育む教育の推進**
  - 学校教育の充実
    - ・一人ひとりに応じた教育の推進と確かな学力
    - ・豊かな心を育む教育の推進
    - ・子どもの心のケアの充実
    - ・地域とともにある学校づくりの推進
    - ・学校の安全対策の充実
- **親子が暮らしやすいまちづくり**
  - 子どもの安全確保
    - ・交通安全対策の推進
    - ・防犯対策の充実
  - 外出環境の向上

4　教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」においては、町の地理的条件や人口などの社会的な条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することが求められています。

本町においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育提供区域は町全体を提供区域として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については、小学校区単位で設置し、それ以外の事業については、町全体を提供区域とします。

【教育・保育提供区域】

事業名	提供区域
幼児期の学校教育・保育（P85）	町全域
時間外保育事業（P87）	町全域
放課後児童健全育成事業（P88）	小学校区
子育て短期支援事業（P91）	町全域
一時預かり事業（P92）	町全域
病児・病後児保育事業（P93）	町全域
子育て援助活動支援事業（P94）	町全域
地域子育て支援拠点事業（P95）	町全域
利用者支援事業（P96）	町全域
乳児家庭全戸訪問事業（P97）	町全域
養育支援訪問事業（P98）	町全域
妊婦に対する健康診査（P99）	町全域
実費徴収に係る補足給付を行う事業（P100）	町全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（P100）	町全域

【小学校区ごとの教育・保育施設整備状況】

小学校区	教育・保育施設
菰野小学校区	菰野保育園・菰野西保育園・菰野東保育園・聖マリア認定こども園・菰野幼稚園
鵜川原小学校区	鵜川原保育園・鵜川原幼稚園
竹永小学校区	竹永保育園・竹永幼稚園
朝上小学校区	朝上保育園・朝上幼稚園
千種小学校区	千種保育園・千種幼稚園

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する者が無償化の対象となるためには、子ども・子育て支援法第 30 条の５に規定する「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、給付の適切な実施回数や時期といった給付対象者の利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討し、円滑に行えるようにします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、三重県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、三重県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第４章　施策の内容と事業

Ⅰ　家庭・地域・企業における気運の醸成

１　家庭の教育力の向上

【今後の方向性】

子育ての基本は家庭であり、家庭の教育力を高めることが子どもたちの未来に繋がります。家庭の教育力の向上を図るため、子育て世代の親が家庭教育について学ぶ機会の提供と内容の充実に努め、子育てと親育ちを支援します。また、男女共同参画推進の視点から、男性も女性もともに協力して子育てに取り組むことの重要性について、妊娠期の機会から意識啓発に努め、男女がともに子育てに関わる意識醸成を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
就学前・就学期にある子育て世代の家庭教育講演会の開催	子どもの成長の基盤となる家庭教育の重要性についての意識啓発等を図るため、引き続き、保育園･幼稚園において専門講師による家庭教育講演会を開催します。	子ども家庭課 教育課
母子保健事業の親育ち・育児教室の充実	母子保健事業や子育て支援事業において、男女が共に協力し、子育てする意識の啓発に取組みます。また、父親になる男性、特に第１子を迎える方に対し、育児教室や相談の紹介方法を検討し、参加につながるように進めていきます。	子ども家庭課
家庭における男女共同参画の推進	家庭での古くからの慣習的な役割分担意識を見直し、家族が協力して子育てを行えるよう、引き続き環境整備や意識啓発に取り組んでいきます。	企画情報課
「みえの親スマイルワーク」	親の役割や子育てについて、参加者同士が意見交換し、交流することで、自ら気付き学んでいくとともに、繋がりを作ることをねらいとして、子育てについての知識やスキルを身に付けます。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
家庭教育講演会の開催	子どもの成長の基盤となる家庭教育の重要性についての意識啓発等を図るため、保育園・幼稚園において専門講師による家庭教育講演会を開催	継続実施
母子保健事業の育児教室の充実	沐浴教室４回 91 人参加（男性 26 人参加）	教室６回開催 （土日の開催２回含む）
男女共同参画の推進	・男女共同参画連携映画祭への参加 ・男性の育児・家事への参画促進事業 「子どもと作る☆男性スイーツ教室」の開催	男性も女性もともに子育てに関わっていけるようなまちづくりに向けて、引き続き取り組む。
「みえの親スマイルワーク」の活用	地域のコーディネーター等が活用のための研修を受講	スマイルワークを活用し、地域で親同士の交流が図れるような講座や事業を進める。

２　地域の育成力の向上

【今後の方向性】

子どもたちの社会性や明るさを育み、健やかに成長していくためには、地域が一体となって子育てに関わっていくことが必要不可欠です。このような地域での子どもの育成力を高めるため、子どもたちや子育て家庭を見守り育む意識の啓発と、子育て支援に携わる人材養成に努めます。また、住民の自主的な活動主体となる子育て支援サークルや青少年の健全育成を目指す各種団体の育成・支援を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
子育て支援情報の提供	各種事業を通して、子育てに関する相談窓口の周知や子育て情報の発信を行い、保護者が安心感をもてるように情報の提供に努めます。	子ども家庭課
人材の養成とサークル・団体活動の支援	子育てサポーターの養成を兼ねた、ファミリー・サポート・センター事業の「サポート会員講習会」を開催し、地域における子育て支援を支える人材の養成に努めます。また、地域で活動する子育て支援サークルに対して、人材やサークル間の交流を深めるための情報提供・交流イベントの開催、活動の場の提供など、今後も積極的に人材育成や団体活動の支援に努めます。	子ども家庭課
地域で子どもを見守り支援する意識の啓発	講演会や広報誌等を通じて、地域全体で子どもを見守り、子育てを支援していくための意識の啓発に努めます。	教育課
青少年育成町民会議の活動の充実	地域の課題の把握に努め、随時実施内容の検討を行い、地域の実情に応じた活動を展開していきます。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
子育て支援に関する情報提供	・「子育て支援センターだより」の発行 ・「子育て応援ハンドブック」の配付 ・子育て支援センターだより発行 ・「こもっこ mama」発行	継続実施
地域における子育てを支援する人材の育成	・ファミサポ・サポート会員講習会の開催　１回 ・ファミサポ・フォローアップ研修会の開催　１回 ・会員交流会の開催	継続実施 ・講習会等の内容の充実を図るとともに、サポート会員の質の向上に努める ・サポート会員が参加するファミサポ説明会を休日に開催する
地域で子どもを見守り支援する意識の啓発	町内イベント等で標語入りの物品を配布し、啓発	継続実施

３　企業をとりまく子育て環境の充実

【今後の方向性】

女性の社会進出により共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）が課題となっています。また、アンケート調査において、町で必要と思われる子育て支援施策として最も上位にあげられているのが「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」となっています。仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、子育てや介護、地域への参加など個人の状況に応じた多様な柔軟な働き方が選択できるようになり、心豊かで充実した生活にもつながります。

そのため、内閣府が推進する「さんきゅうパパプロジェクト」の情報提供に努めるなど、子どもの誕生直後の男性の休暇取得の促進、男性の働き方に関する意識改革を進めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
父親の育児参加に向けた情報提供	母子健康手帳交付時や妊婦とその家族を対象とする教室で、内閣府がすすめる「さんきゅうパパプロジェクト」に関する情報提供を行い、男性が配偶者の出産直後に休暇を取得できるように努めます。 三重県が実施する父親の育児参加に関する事業等と連携し、町内企業へも情報発信を行い、父親が休暇を取得しやすい環境づくりの一助となるように努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
父親の育児参加に向けた情報提供		既存事業を活用し、男性が配偶者の出産後２か月以内に、半日又は１日以上の休暇取得状況の把握を行い、現状の把握と今後も目標設定に向けて取り組む。

Ⅱ　家庭における子どもの育成

1　相談・情報提供の充実

【今後の方向性】

保護者の子育てに対する不安感や孤独感を解消するには、相談体制の整備や子育てサービス等の情報提供の充実が重要な役割をもちます。保健福祉センターけやき内の子育て支援センターを基幹型としてその機能向上を目指すとともに、地域密着型の子育て支援施設を設置し、特に利用者が気軽に利用や相談ができる雰囲気づくりや、様々な媒体を通しての情報提供の充実を図っていきます。

また、サテライト型として幼稚園・保育園で展開する「わくわく広場」を開催し、地域に根差した支援活動の展開を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
子育て支援センター事業の展開による相談・情報提供機能の充実	不安を抱える親子が気軽に利用できる雰囲気づくりに努めるとともに、引き続き地域の身近な場所での育児相談、子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	子ども家庭課
子育て情報提供の充実	支援を必要とする親子が適切なサービスを利用できるよう、子育てに関する冊子の配布や様々な機会と情報メディアを通して情報提供に努めます。	子ども家庭課 （社会福祉協議会）
利用者支援事業	行政の窓口において、利用者の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整に努めます。また、令和２年度から子ども家庭課に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健の充実に努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
子育て支援センター機能の充実	けやき・北部子育て支援センター ・育児相談　月１回　計 24 回 ・各種教室の実施　計 114 回 ・出張型教室の開催　延べ 57 回	継続実施
子育て世代包括支援センター		産前産後サポート事業や産後ケアの実施。

２　配慮が必要な子どもや家庭への支援

（１）ひとり親家庭の自立支援

【今後の方向性】

年々増加しているひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図るために、個々の家庭の状態に応じた支援体制を充実します。町や県による経済的支援等各種支援策の周知徹底と適正な運用を進めるほか、子どもたちの成長に応じたそれぞれのステージごとの利用者の経済的負担の軽減に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
児童扶養手当の支給	適正な支給が行えるよう、広報活動による児童扶養手当制度の周知徹底を図ります。引き続き相談しやすい窓口の充実と必要な支援に努めます。	子ども家庭課
医療費助成	ひとり親家庭の保健と福祉を増進するため、適正な支給に努めます。	住民課
高等学校通学費助成	広報活動による制度の認知度を高め、必要とする家庭に支援が行き届くよう努めます。	子ども家庭課
母子寡婦福祉会の活動支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図るため、活動の更なる充実に向けて支援します。	子ども家庭課
ひとり親を選択する妊産婦や保護者への個別支援	ひとり親での出産、育児を選択する妊産婦や保護者に対し、孤立防止や必要な情報提供ができるように、窓口での相談の充実を図ります。	子ども家庭課

（２）障がい児施策の充実

【今後の方向性】

一人ひとりの障がいの程度に応じた支援の充実や相談機能の向上を図ることで、親子が暮らしやすいまちづくりを目指します。また、子どもの成長に不安を抱える保護者や発達障害を含む困り感をもつ子どもやその保護者についても対象とし、その誰もが地域で安心して生活ができるよう努めます。各種関係機関が連携、必要に応じて情報を共有し、途切れない支援を進めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
療育支援事業の充実	障がいの程度に応じた療育支援事業を教育機関などと連携し、安心して地域で生活ができるよう途切れのない支援を実践していきます。	子ども家庭課
相談機能の向上	子どもの発達などについて、身近なところでより専門的な相談をすることができるよう、相談機能の向上を図るとともに、相談者の相談内容は多岐に渡るため、引き続き対応する職員の資質の向上を含めた体制の充実に努めます。	子ども家庭課
各ステージに対応した発達支援事業の充実	専門機関などと連携を図りながら、身近な地域で各ステージに対応した発達支援教室などを実施し、子どもやその保護者の困り感軽減に努めます。	子ども家庭課
各種手当の支給	適正な支給を行うとともに、広報活動による制度の周知徹底を図ります。また、引き続き関係各課と連携し、適切な制度利用に向けた支援の充実を図ります。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
療育支援事業の充実	保健福祉センターけやき「きらきら」、北部子育て支援センター「なないろ」にて療育教室、発達支援教室を実施	保健福祉センターけやき「きらきら」、北部子育て支援センター「なないろ」での療育教室は継続的に実施
相談機能の向上	みえ発達障がい支援システムアドバイザー２名、保健師、保育士等を配置し、身近なところで専門的な相談をすることができるよう相談機能を確保。また、必要時、臨床心理士による発達相談や言語聴覚士によることばの相談も実施	相談機能の確保 職員の充実と資質の向上
各ステージに対応した発達支援事業の充実	保健福祉センターけやき「きらきら」、北部子育て支援センター「なないろ」にて、発達支援教室などを実施 発達支援教室において、１５教室、参加延べ人数は 200 人	保健福祉センターけやき「きらきら」、北部子育て支援センター「なないろ」での発達支援教室は継続的に実施
各種手当の支給	児童手当の周知を行い、申請もれがないように努めた。 DV や実際の養育と受給者との違いなど家庭状況の課題に応じ、適切な受給につながるように相談しやすい体制づくりに努めた。 手帳の交付時等に特別児童扶養手当の周知を行った。	継続実施

（３）児童虐待防止対策の充実

【今後の方向性】

保護を要する児童問題を協議する目的で設立された要保護児童等対策地域協議会を中心に、関係機関との連携強化を図り、各々の役割を把握・徹底することで、地域全体で児童虐待予防と早期発見・早期対応、再発防止、さらに社会的自立に至るまで虐待問題の全体にわたって取り組む体制の充実を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
要保護児童等対策地域協議会活動	虐待を未然に防ぐとともに、事後に迅速かつ適切な支援が行えるよう、要保護児童等対策地域協議会を活用し、関係各所との連携を強化します。	子ども家庭課
関係機関との密接なケース検討会議の開催	多方面の意見を聴取し、支援を必要とする子どもにとって最適な支援方法を見出すため、関係機関との密接なケース検討会を随時開催します。また、児童相談所との意見交換や情報共有を行い、より密接なケース検討を行います。	子ども家庭課
虐待防止啓発活動	虐待を未然に防ぐことを目的とし、通報義務や虐待の現実について講演会などを実施し、虐待防止啓発に努めます。また、町内幼保園や認定子ども園、小中学校等に児童虐待防止に関するリーフレットを配布します。	子ども家庭課
要保護家庭との相談事業の充実	相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情を把握した上で相談対応を行い、継続的な支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。	子ども家庭課
児童虐待への早期発見、早期対応	関係機関と密接に情報共有を図り、早期発見に努めます。また、児童虐待を確認したときは、関係機関と連携し子どもの安全を確保することを最優先とし、早期対応を図ります。	子ども家庭課
「こどもをまもるいえ」との連携	地域の子どもは地域で守ることから、「こどもをまもるいえ」の協力世帯と連携を深め、児童虐待の早期発見と、児童の安全確保に努めます。	子ども家庭課 教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
要保護児童等対策地域協議会活動	要保護児童等対策地域協議会代表者会議１回、実務者会議３回、個別ケース会議適宜、開催	継続実施
関係機関との密接なケース検討会議の開催	児童相談所の進行管理ケースとして、24 家族、59 人のケース管理をしており、関係機関とのケース検討会議を随時開催	情報共有と対応方法を協議する場として、継続して実施
虐待防止啓発活動	毎年、児童虐待防止推進月間である 11 月に児童虐待防止講演会を実施。また、町内幼保園や認定子ども園、小中学校等に児童虐待防止に関するリーフレットを配布	継続実施
要保護家庭との相談事業の充実	児童虐待相談８４件、養護相談９６件	相談事業の充実のため「子ども家庭総合支援拠点」を設置
児童虐待への早期発見、早期対応	児童虐待相談の経路で約２割が保育所、学校等の経由 一時保護件数は 21 家族 29 人	早期発見のため関係機関からの早期の通報について、更なる徹底を図る。 重症化する前の早期対応を継続して実施
「こどもをまもるいえ」との連携	通学路など子どもの通る道付近の「こどもをまもるいえ」協力世帯と連携を行うことで、危険への未然防止に努めた。	継続実施

（4）子どもの貧困対策の充実

【施策の方向性】

全国的に子どもの貧困率（相対的貧困の状態にある 18 歳未満の子どもの割合）が上昇傾向にある中で、家庭の経済的な理由により子ども本人が希望する進学を諦めたり、子どもの将来が閉ざされることがないよう支援していく必要があります。

そのため、経済的に困難を抱える家庭に対し、相談体制の整備や社会保障制度の充実を図るなど、支援体制の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
ひとり親高等学校等通学費助成（再掲）	広報活動による制度の認知度を高め、必要とする家庭に支援が行き届くよう努めます。	子ども家庭課
母子寡婦福祉資金貸付	三重県が実施する母子父子寡婦家庭への各種資金貸付に関する情報提供や相談を行い、必要な資金の貸付が利用できるように努めます。	子ども家庭課
ひとり親の高等職業訓練給付金、自立支援教育訓練給付金	三重県が実施するひとり親家庭の経済的自立に向けた教育訓練や高等職業訓練給付金等に関する情報提供を行い、県福祉事務所の自立支援員と協力し、利用に向けて支援します。	子ども家庭課
就学援助費交付	家庭の経済的理由から就学が困難な児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るため菰野町就学援助費を交付します。 ⑴給食費 ⑵学用品費、通学用品費及び校外活動費 ⑶修学旅行費 ⑷新入学児童生徒学用品費等 ⑸クラブ活動費、生徒会費及び PTA 会費 ⑹独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金 ⑺卒業アルバム代	教育課
奨学金貸付制度	経済的な理由で、高校・高専・専修学校（高等課程・専門課程）・盲ろう・養護学校（高等部）・大学・短大に進学することが困難な方を対象に、無利息でそのための資金を貸付します。	教育課

Ⅲ　地域における子どもの育成

1　体験・交流活動の促進

（1）各種団体活動の推進

【今後の方向性】

団体活動を通じて社会性や自律心を育てるため、また、スポーツに親しむ習慣を身につけ健やかな体の成長に繋げるために、子ども会育成会やスポーツ少年団活動の育成支援に努めるとともに、これらの活動が継続して活発に行われるよう、地域に応じた活動内容の充実や、後継の指導者の育成等を進めていきます。子どもの豊かな人間性を育み、自ら考える力を身につけ養っていくためには、より一層充実した体験活動の機会を提供することが重要です。休日や長期休暇を利用し、地域で多様な体験活動や、幅広い世代の人との交流が図れるような機会の充実を目指します。さらに、ボランティア等の地域の人材との連携を強化し、地域の実状・課題解決に向けた活動内容を検討し進めていきます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
子ども会育成会・スポーツ少年団活動の育成支援	団体活動による子どもの健全な発育を支援するため、各種育成団体に対して、補助金の交付等の運営支援や指導者の育成、活動場所の提供等を行います。	教育課
地域総合型スポーツクラブの活動支援	地域で子どもたちがスポーツに親しむ習慣や意欲を身につけられるよう、元気アップこものスポーツクラブの活動を支援します。	教育課
地域ボランティアによる体験活動事業への働きかけ	子どもたちが様々なことを経験し、学ぶことができるよう、地域ボランティアによるイベントや体験活動事業への働きかけを行います。	教育課
子どもの豊かな心を育む文化事業の開催	豊かな感性を育むために、芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、町芸術文化協会と協働して、年１回、日頃の習い事の成果を発表する場として「コボンタフェスティバル」を開催します。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
子ども会育成会・スポーツ少年団活動の育成支援	子ども会育成会、スポーツ少年団に登録助成等を行い、各団体の活動支援を行った。	現在の組織数を維持するとともに、活動の充実を支援する。
地域総合型スポーツクラブの活動支援	子どもを対象としたスポーツ教室開催事業委託（普及コース 12 種目、育成コース４種目以上）を実施し、継続的にスポーツができる環境を整えるため、施設の優先予約等の支援を実施	子どもたちがスポーツに親しめるよう、地域総合型スポーツスポーツクラブの活動を継続的に支援する。
地域ボランティアによる体験活動事業への働きかけ	三重県と連携し、コーディネーター養成講座等に参加し、ボランティア参画者の育成を図った。	放課後子ども教室で協力を得た地域ボランティア等が中心となり、地域での体験活動事業が拡大していくよう働きかけていく。
子どもの豊かな心を育む文化事業の開催	年１回、日頃の習い事の成果を発表する場として、町芸術文化協会と協働して、「コボンタフェスティバル」を開催	継続実施

（2）ジュニアリーダーの育成

【今後の方向性】

子どもたちの外で遊ぶ機会が減少したことの弊害として、体力の低下やコミュニケーション能力の低下による社会性の欠如等が指摘されています。また、いじめ・不登校・ひきこもり等が問題視される現代社会で、地域における子どもたちの自主的な活動の中心となるジュニアリーダーの養成を図るために、指導者を養成して確保し、ジュニアリーダーの活動の場づくりに努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
ジュニアリーダーの養成	町、郡の子ども会育成会で、交流会やリーダー研修会等を行い、活動の中心として自分で考え実行し、指導できるジュニアリーダーの養成に努めます。	教育課
ジュニアリーダー参画事業の実施	子ども会育成会等と連携を図りながら、ジュニアリーダーとして参画できる活動の場を提供します。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
ジュニアリーダーの養成と参画事業の実施	子ども会育成会で、毎年交流会やリーダー研修会等を実施	町、郡単位での交流会を開催し、地域ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、ジュニアリーダーがその能力を発揮できる機会を設ける。

（３）国際交流、国際教育活動の推進

【今後の方向性】

「グローバル化」という言葉が定着して久しい現在、子どもの可能性を広げるためにも、国際社会で活躍できるような人材の育成を支援する環境を整える必要があります。子どもが小さい時から外国人とふれあい、相互理解を深められるような交流活動の推進や、世界のさまざまな国のことを知り、体験できる機会を提供することで、子どもたちの国際感覚の養成を図り、国際交流事業の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
外国人青年との国際交流会	国際的な視野を養うために、外国人青年と様々なイベントを通じて交流する活動の機会の充実に努めます。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
外国人青年との国際交流会	国際交流を毎年実施し、町民と外国人青年との交流を図っている	継続実施

２　子どもの居場所づくり

【今後の方向性】

町内５地区の公民館で放課後子ども教室を継続的に開催し、子どもたちはそこでの体験を通して社会性を身につけたりルールを学んだりすると同時に、幅広い世代の地域住民との交流を図り、地域社会との繋がりを強化します。子どもたちが放課後や休日に地域で安心して集まり、遊びや自主的な活動が行えるよう、各地区の公園、広場などの居場所づくりを推進するとともに、施設や設備の安全面、衛生面の向上や事業の充実も重要な課題として取り組んでいきます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
放課後子ども教室の継続的な開催	５地区全ての子どもを対象に放課後子ども教室を継続的に開催します。教室では、地域住民の幅広い参画を求め、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動を通じて、子どもが豊かな人間性を育めるよう努めます。	教育課
図書館での読み聞かせ事業	感性を豊かにする本との出会いの場として、図書館での読み聞かせ事業の充実に努めるとともに、実施主体のボランティアグループの活動の充実を促進します。	教育課
公園の維持管理と情報提供	住民の意向を取り入れた公園の整備および維持・管理に努めるとともに、情報提供の充実に努め、子どもたちが外遊びできる環境づくりを進めていきます。	都市整備課
放課後児童クラブの運営の支援と環境整備の推進	児童が放課後を安全安心に過ごし、明るく、健やかに育成することを目的として、保護者等と協力しながら施設や設備の安全面、衛生面について配慮し、児童の生活の場としての機能が確保されるよう、適切で快適な環境の向上に努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
放課後子ども教室の継続的な開催	町内全地区で教室を開催し、子どもたちの体験活動の充実を図り、地域での世代間交流を進めた。	継続実施
図書館での読み聞かせ事業	平成 29 年 3 月にはボランティアグループ間の連絡調整組織「こもりぶサポーター」を設立	継続実施
公園の維持管理	毎年、樹木・芝・除草・遊具点検の維持管理契約を行った。	要綱に基づき、地区公園の充実を図る。
放課後児童クラブの運営の支援と環境整備の推進	町内１地区１学童から、菰野地区においては第２学童が保護者会によって建設した。	継続して運営支援と環境整備を実施するとともに、待機児童の解消を図る。

Ⅳ　子育てに関する支援の体制の充実

1　幼児期の学校教育・保育事業の充実

【今後の方向性】

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを十分に考慮し事業を展開していかなければなりません。幼稚園・保育園では、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて、質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。また、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行を促進するための保育・教育機関の一層の連携強化に加え、保護者の要望を踏まえた多様な保育サービスの展開も行っていきます。保護者の経済的負担軽減策の導入を図り、子育ちを促す就学前期における子どもたちの権利を保障します。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
就学前教育・保育と小学校との連携を図る取組	発達支援を含めた途切れない支援の継続を目指し、交流機会の提供や連絡会の充実に努め、幼稚園・保育園と小学校間の連携を強化し、交流機会の提供や連絡会の充実に努めます。	子ども家庭課 教育課
幼稚園教諭・保育士の人的な資質向上への取組	質の高い幼児期の教育・保育を提供するため、教諭・保育士に対する研修の充実等による資質の向上に努めます。	子ども家庭課
多様な保育事業の導入等	多様化する保育需要に対応するため、障がい児保育と病後児保育の実施について支援を行い、保育サービスの充実を図ります。	子ども家庭課
保護者の就労状況に即した保育サービスの提供	延長保育と土曜保育を実施し、保護者の就労と子育ての両立について支援を図ります。	子ども家庭課
開かれた園づくりの推進	地域から信頼される、開かれた園づくりを進めるため、行事の開催や地域との交流や情報発信等の充実に努めます。	子ども家庭課
障がい児保育の充実	現在行っている障がい児保育の継続実施とともに、計画的に職員を研修に派遣し、保育士の資質の向上を図り、専門性を高めた障がい児保育を実施します。	子ども家庭課

施策名	施策の内容	担当課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育料等の基本部分以外の実費徴収について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品・文房具等の物品購入費や各行事参加費を助成します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の園児について、年収 360 万円未満相当世帯、第３子以降の園児の副食費の助成を実施します。	子ども家庭課
就学前教育・保育利用料の多子軽減事業	保護者の利用者負担の軽減を図るため、就学前教育・保育の利用者負担額について、多子の場合の軽減を実施します。	子ども家庭課
幼稚園の一時預かり事業の取組	保護者の就労等により教育標準時間以外での養護が必要となった在園児について、通常の教育時間の開始前・終了後、長期休暇等に、一時預かりを実施し、必要な養護に努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
教諭・保育士の人的な資質向上への取組	三重県立小児心療センターあすなろ学園における、みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修に職員を派遣するほか、幼稚園教諭・保育士の質の向上のための研修会の実施や外部にて実施の研修に参加	継続実施
多様な保育事業の導入等	障がい児保育については、子ども家庭課に発達支援係を設置するとともに、各保育園・幼稚園への発達支援担当、加配保育士の配置による体制にて実施。病後児保育については、聖マリアこども園に委託して実施	継続実施
保護者の就労状況に即した保育サービスの提供 ※特別保育（延長保育）の継続、土曜日終日保育の実施を含めて	土曜日保育については、公立園では千種幼保園を拠点園として 7：30～19：00 の間の保育時間で実施。延長保育については、公立の千種幼保園及び私立の聖マリアこども園において 19：00 までの間の保育時間で実施	継続実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の実情に則した実費徴収に係る負担軽減を実施	保護者の実情に則した物品購入費や各行事参加費に係る負担軽減を継続実施。子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の園児について、年収 360 万円未満相当世帯、第３子以降の園児の副食費に係る負担軽減を実施。

２　地域子ども子育て支援事業の充実

【今後の方向性】

現在、核家族世帯の増加や地域における人間関係の希薄化、共働き世帯の増加等によって多様な保育サービスが必要とされています。子育てと保護者の就労の両立を目指した子育て支援事業の継続や、保護者の病気など予期しない事態に対する一時的な保育サービスの充実等、さまざまなニーズに対応する支援事業を展開していきます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実と情報の提供	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発を図り、子育て経験者等の、サポート会員への登録を促進します。また、「サポート会員講習会」を開催や会員同士の交流の充実を図るとともに、事故予防など、サポート力の向上にも努めます。	子ども家庭課
一時預かり（一時保育）事業の充実	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保育に努めます。	子ども家庭課
ショートステイ事業の利用促進	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、児童養護施設において、一時的に子どもを預かり、必要な養護を行います。 保護者の健康面や育児負担が多い状況においては、家庭の環境調整や必要な支援も検討しながら、子どもの安全を確保するために必要な日数の利用が出来るように努めます。 また、住民に対し広報活動を行い、サービスを必要とする人に情報が行き届くよう努めます。	子ども家庭課
託児サービスの充実	町の各種イベントに子ども連れで安心して参加出来るよう、託児サービスについて提供範囲を拡大する等充実を図ります。	関係各課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員　　748 人 利用実績　1,408 件	会員数の増加 （講習会等の内容の充実を図るとともに、サポート会員の資質向上に努める）。
一時預かり（一時保育）事業の充実	利用実績　　３９１件	継続実施 公立園に一時保育室の整備を図る。
ショートステイ事業の利用促進	就学前の児童家庭全員に親子カレンダー配付時に情報提供を実施 ２法人と契約し、５施設での受入体制を維持	継続実施 引続き受入体制を維持し、利用について住民への情報提供に努める。

３　幼児期の学校教育・保育の一体的提供と充実

【今後の方向性】

保護者の就労形態に関わらず、すべての子どもたちが一定の教育・保育環境のもとで成長できる環境を整えるためには、教育施設・保育施設の役割を一体的に提供できるようにする必要があります。各小学校区で就学前教育と保育について選択が可能となる幼保一体化事業の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
幼保一体化運営の充実	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育の提供と充実に努めます。幼保一体化運営については、就学前の幼児教育及び保育を集約し、より質の高い教育・保育の提供に努めます。	子ども家庭課
認定こども園の普及	民間保育所等に対して、認定こども園に関する情報提供を行います。また、認定こども園への移行を希望する事業者に対して、認可基準等に関する助言や指導を行うなど、認定こども園への円滑な移行を支援します。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
幼保一体化運営の充実	朝上保育園園舎を改修し、朝上地区における幼保一体化運営を開始し、町内全地区において幼保園が運営されるようになった。	単独保育園（菰野、菰野西）について、一定の条件に該当する場合、他の幼保一体化園と同様の対応ができる体制の整備を図る。

4　子育てしやすい環境整備

【今後の方向性】

子育て中の親子の孤立化を防ぐために、町で親同士を結び付ける働きかけが必要です。各小学校区で実施されている子育てサロンや園庭開放等、親子が交流できる場を提供することによって、利用者相互の仲間づくりを支援し、子育てしやすい環境を整えます。引き続き広報等にも力を入れ利用者の拡大を図るとともに、子育てサロンの企画・運営の中心となっている子育てキーパーソンの養成に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
子育てサロンの利用者の拡大及び子育て世代のネットワーク化の推進	親子同士の交流の場として、子育てサロンを実施するとともに、広報活動による子育てサロンの周知に努め、利用者の拡大を図ります。また、子育て世代のネットワーク化を推進し、親同士の活発な情報・意見交換や交流の機会を提供します。	子ども家庭課
保育園・幼稚園・認定こども園の園庭開放	保育園・幼稚園・認定こども園の園庭開放を実施し、未就園児の親子が気軽に集える場所の提供や、子育て相談による家庭での育児力の向上・育児不安の解消を図ります。	子ども家庭課
重度疾病児童等医療費助成、子ども（子育て支援）医療費助成	重度疾病等により長期治療が必要な場合など高額な医療費を支出している児童等に対し、医療費の一部を助成することにより受診機会の保障及びこれらの児童等を養育している者の経済的負担軽減を図り、福祉の増進に寄与します。 対象：福祉医療費受給資格がない 18 歳年度末までの者 内容：一月当たりの保険診療医療費の自己負担額が 1 万円を超過する場合、その超過した金額を助成する。	住民課
子育てキーパーソンの養成	子育てキーパーソン養成講座を実施し、子育て世代のネットワークの中核となる子育てキーパーソンの養成に努めます。	子ども家庭課 （社会福祉協議会）
児童手当制度の周知徹底	広報活動による制度の周知徹底を図り、対象となる全ての家庭に支援が届くよう努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
子育てサロンの利用者の拡大	小学校区毎に開催 121 回　延べ 3,304 人	継続実施
保育園・幼稚園・認定こども園の園庭開放	町内全園において実施	継続実施
重度疾病児童等医療費助成、子ども（子育て支援）医療費助成	福祉施策として配慮が必要な子どもに対し支援を実施	子ども子育て支援としての医療費助成制度を再検討。
子育てキーパーソンの養成	子育てキーパーソン要塞講座開催 子育てキーパーソン・フォローアップ講座の開催	継続実施

Ⅴ　親と子の健康づくり支援

１　母子保健の充実

（１）妊産婦保健と産前産後サポートの充実

【今後の方向性】

すべての女性が安心して、安全な環境で妊娠、出産、育児ができるよう、妊娠初期からの継続した育児支援を行っていきます。医療機関との連携を図り、保健指導や相談体制の充実、各種教室の開催等に取り組み、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。また、医療機関や保健所との連携を図り、緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、周産期ネットワークの構築を目指していきます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
妊産婦健康診査等の充実	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診率の向上に努めるとともに、産科医療機関と連携を図り、助産師、保健師、看護師による妊産婦相談や家庭訪問による指導を充実させます。また、産後うつなどの継続支援が必要な妊産婦を把握し、関係機関と連携して、妊産婦が安心して過ごすことが出来るように、メンタルヘルス対策を充実します。	子ども家庭課
保健指導・各種教室の充実	妊産期のさまざまな不安を緩和し、孤立を防ぐため、妊産婦教室等を開催し、妊婦の交流や相談の機会の充実に努めます。また、妊婦が参加しやすい事業展開について検討し、産前・産後サポートの充実に努めます。	子ども家庭課
周産期ネットワークの構築	妊娠期から医療・保健・福祉が連携し、切れ目のない支援を行うため、令和２年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、医療機関や保健所との連携を図り、周産期ネットワークの構築と連携強化を行います。	子ども家庭課

施策名	施策の内容	担当課
保健師や助産師による赤ちゃん全戸訪問指導の充実	新生児・乳児の発育・栄養・環境・疾病予防とともに、母親の産後の健康保持や育児不安を解消するため、専門職によるきめ細かな家庭訪問を行います。また、産婦と家族、新しい命が安心して生活できるように、引き続き早期支援とその後の支援の充実に努めます。	子ども家庭課
任意予防接種事業の助成	予防接種の定期接種化の把握を行い、ワクチン接種による効果を見極めながら、その時に必要な任意予防接種への助成を行います。	子ども家庭課
助産師による産後ケア事業	母乳育児の希望や支援者がいない、支援を受けることが難しい産婦、不安の強い産婦に対し、必要な相談や支援の充実につなげ、産婦と子どもが安心して産後を過ごすことが出来るように支援します。また、開業助産師や産科医療機関とのネットワークの強化を行い、母子保健の充実に努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
赤ちゃん全戸訪問の実施	全数実施	継続実施
保健指導・各種教室の充実 （産前・産後サポートの充実）	妊産婦サロン　月１回 パパママ教室　年９回 多胎児交流会	継続実施 妊産婦対象の教室の充実
産後ケア事業		利用時期の拡大 ケア内容の充実

（２）乳幼児保健の充実

【今後の方向性】

乳幼児の心身の健やかな発育・発達を支えるため、節目ごとに一貫した母子保健サービスを提供していきます。乳幼児健康診査等のさらなる充実を図り、疾病や障がいの早期発見、早期治療、事後指導等の健康管理への支援に力を入れていきます。さらに、各種育児教室の開催や育児相談体制を整備することにより、保護者の育児不安の緩和や交流の場づくりに努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査や２歳６ヶ月児歯科健診、ハッピーベビー6 ヶ月の受診率の向上を図るため、対象者への周知徹底に努めるとともに、関係機関との連携を強化しフォロー体制の確立に努めます。	子ども家庭課
育児教室・育児相談の充実	育児教室・育児相談を実施し、育児に対する不安や困り感を持つ保護者に対する相談の充実と交流の場の機会を提供します。	子ども家庭課
予防接種の普及啓発と接種率の向上	子どもたちをさまざまな病気から守るため、保護者に対して、予防接種に関する正しい情報提供を行い、接種率の向上を目指します。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
健診受診率の維持	４か月健診 98.2% 10 か月健診 93.6% １歳６か月児健診 97.5% ２歳６か月児歯科健診 93.8% ３歳６か月児健診 96.3%	４か月健診 98.5% 10 か月健診 95.0% １歳６か月児健診 98.0% ２歳６か月児歯科健診 95.0% ３歳６か月児健診 97.8%
健診未受診者への支援	未受診者の電話連絡 全数フォロー実施	継続実施
育児教室・育児相談の充実	離乳食、むし歯予防教室の実施 各種相談や交流の場づくり	継続実施
児童・生徒の予防接種の向上	年２回の接種勧奨実施 日本脳炎Ⅱ期 108.7% （特例措置対象者がいるため） ＤＴ 82.7%	継続実施 日本脳炎 95%以上 ＤＴ　85%以上

（３）食育の推進

【今後の方向性】

正しい食生活は心身の健全な発育、発達には欠かせない重要な要素です。乳幼児期から思春期まで子どもの発達段階に応じた食に関する学習機会の充実に努め、望ましい栄養の摂り方や健康で充実した生活を送る習慣や能力を身につける食育を推進します。また、「地産地消の推進」のため、地元生産者の協力を得ながら、ネットワークの構築に努め食育の充実を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
食育教室の開催 食育指導の推進	子どもの健やかな成長と望ましい食習慣の獲得に向けて、農業体験などの実践を通して食に対して関心を持たせ、家庭と連携しながら食育の推進に努めます。	関係各課
給食の充実を図るとともに給食情報の発信	子どもの健やかな発育を手助けするため、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供するとともに、「地産地消」の推進、「給食だより」の発行等情報提供の充実を図ります。	教育課 子ども家庭課
食育推進リーダーの育成や活動支援	食育を推進するリーダーを育成するための講座の開催や地域での食育活動を普及するための支援を図ります。	健康福祉課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
食育体験の実践	各園において園庭菜園を行い、栽培から収穫、簡単な調理体験を実施 食に関する指導の全体計画に基づき指導	継続実施
給食情報の発信	毎月１回の発行	継続実施
「地産地消」の推進	学校給食の米飯については、すべて町内産のお米を提供している。 毎月１回の発行	継続実施
食育推進リーダーの育成や活動支援	月一回程度の研修会を行い、親子や園児を対象に食育体験の実践につなげた。	継続実施

（４）思春期の保健対策の推進

【今後の方向性】

思春期の子どもたちが、次代の親としての自覚を持ち、健全に発育・発達していくためには、性や喫煙、薬物等に関する正しい知識や情報の提供が不可欠です。各学校に設置した学校保健委員会の機能強化や保健指導の充実、正しい生活習慣についての学習機会の拡大を図ります。また、スクールカウンセラー等による心の悩み等に対応する相談・支援体制の充実に努め、子どもたちが家庭・学校・地域等で心身ともに豊かな生活が送れるよう支援します。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
小中学校での保健指導の充実	関係機関と連携して、性教育、心の教育、薬物乱用防止、喫煙・飲酒防止等を中心に、児童・生徒の健全な発育のための指導を充実します。	教育課
スクールカウンセラー等による相談の充実	悩みを持つ児童生徒がひとりで抱え込んでしまわないよう、スクールカウンセラーや養護教諭による相談体制の充実を図ります。	教育課
中学生を対象としたライフプラン教育への支援	小中学校が実施する性教育、ライフプラン教育への支援を行います。	子ども家庭課
赤ちゃんふれあい体験の実施	子どもを可愛いと思う心や次代の親としての自覚を高めることを目的に、乳幼児とのふれあい体験の機会を設け、内容の充実に努めます。	子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
小中学校での保健指導の充実	心の教育、薬物乱用防止教室等実施	命の教育の充実等、健康教育の拡大

２　医療体制の充実

【今後の方向性】

子どもの疾病は予期せぬ症状の拡大も含めて、早期に対応することが最も重要です。安心して子どもを生み育てるためには、いざという時に対応できる小児救急医療体制を充実しなければなりません。かかりつけ医やその他医療機関、関係機関との連携を図り、小児の医療体制の円滑化に努めるとともに、休日や夜間の小児救急医療体制の充実を目指します。また、小児医療に関する情報提供を徹底して行い、救急医療情報システムの整備促進を図ります。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
夜間、休日の小児の救急医療実施と維持に向けた働きかけ	休日、夜間の小児救急医療実施への働きかけを強化し、子どもの病気への早期対応を図ることのできる体制づくりに取り組みます。	健康福祉課
情報提供の充実	救急医療、小児救急医療の情報提供の徹底および救急医療情報システムの整備促進により、迅速かつ適切な治療が受けられるような環境づくりに取り組みます。また、救急講座、急病時の対応などの講座の充実に努めます。	健康福祉課 子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
救急医療の実施と維持に向けた働きかけ	四日市地域救急医療対策協議会委員として参画	継続実施
小児救急医療情報システム・みえ子ども医療ダイアルの周知	親子カレンダー、各種事業での周知	継続実施

Ⅵ　豊かな心を育む教育の推進

1　学校教育の充実

（1）一人ひとりに応じた教育の推進

【今後の方向性】

子どもの将来の選択肢の幅を広げるためにも、学力や学ぶ姿勢が身につくと同時に、学ぶ喜びを感じることのできる指導を推進していく必要があります。少人数教育や学習到達度検査等を実施し、よりきめ細かく行き届いた指導を行うとともに、指導にあたる教師の資質の向上に取り組みます。また、障がいのある子どもに対しても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実と、就学前より継続した途切れない支援に努めます。

さらに、情報化やグローバル化が進み、社会情報が激しく変動する時代で、主体的に情報を正しく入手し理解、判断、活用ができるような子どもの育成を目指します。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
少人数教育の推進	一人ひとりの習熟度に合わせて、よりきめ細かな指導を実施するために、少人数教育の推進・充実を図ります。	教育課
教師の指導力の向上	教職員育成支援システムを活用し、教職員一人ひとりの能力開発と資質の向上を図ります。	教育課
特別支援教育の充実	個別の指導計画等の作成、活用により就学前から一貫した途切れのない支援を進めるとともに、自立と社会参加の実現に向けた支援の充実を図ります。	教育課
就学前の発達支援の取り組み継続	子ども家庭課、保育園、幼稚園、認定こども園と連携し、発達支援の取り組みを継続していきます。	教育課
経済的支援事業の導入	経済的に困難な家庭に対して、子どもたちの就学を援助するため、給食費や学用品費の支給を実施していきます。	教育課
小中学校への日本語指導員の派遣	外国籍児童生徒の転入の増加や多言語化に対応するため、日本語指導員を派遣し、外国人児童生徒の日本語能力の育成に努めます。	教育課

施策名	施策の内容	担当課
情報教育の充実	子どもたちが主体的に情報を活用できるよう各学校のネットワーク環境を充実させるとともに、タブレットパソコン等のＩＣＴ機器の充実を進めます。また、望ましい情報社会に参画できるよう情報モラル教育の充実を図ります。	教育課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
少人数教育	小学校３年生以上算数科、中学校２・３年生数学科・英語科での実施	継続実施
教師の指導力の向上	主体的に研修会に参加	継続実施
特別支援教育	個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく、途切れのない支援の充実
日本語指導員を派遣	２名の派遣	継続実施
情報教育	ICT を活用した教育の実施	ICT を積極的に活用した教育の充実、情報モラル教育の充実

（２）豊かな心を育む教育の推進

【今後の方向性】

子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるように、豊かな心や生きる力を育むため、地域と学校、各学校間が連携し、読書活動や多様な体験活動の推進に努めます。また、自他の人権を尊重し、人を大切に思う人権感覚を備えた子どもの育成を目指すとともに道徳性を養うように努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
地域ぐるみの体験活動の推進	子どもたちが地域で様々な経験を通じて生きる力を育めるよう、体験活動の実施や、総合的な学習の時間を活用し、地域と連携した教育を充実していきます。	教育課
人権教育・道徳教育の推進	互いが認め合えるような人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を育てます。また、道徳的実践力を育む道徳教育の充実に努めます。	教育課
読書活動の推進	子どもたちの豊かな心を育み、想像力を広げ、本に親しむことができるよう、一斉読書やボランティアを活用した読み聞かせなどに取り組んでいきます。	教育課
菰野町図書館との連携	菰野町図書館司書によるブックトークや学校図書館の整備等、菰野町図書館と連携します。	教育課

（３）子どもの心のケアの充実

【今後の方向性】

いじめや不登校、非行、虐待、友人関係、異性との関係、将来への不安等、多くの子どもが心にさまざまな問題や悩みを抱えています。これらの問題に対応するためにスクールカウンセラー等の配置等を進めていき、子どもや保護者に対する相談体制を強化していきます。また、不登校児には菰野ふれあい教室と連携した効果的な取り組みを実施します。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
スクールカウンセラーによる相談体制の充実	スクールカウンセラーによる相談体制の充実を図ることで、子どもたちのさまざまな心の問題に対応していきます。	教育課
不登校児童生徒の支援の充実	不登校児童生徒に対しては、各学校において不登校対策会議を開き、適切な初期対応を学校全体で取り組むとともに、菰野ふれあい教室と連携して支援します。また、県スクールソーシャルワーカーと連携し、問題解決に向け取り組みます。	教育課
スクール相談ネットワーカー、生徒指導推進協力員の配置	問題行動の未然防止や居心地のよい集団づくりを目指し、スクール相談ネットワーカーや生徒指導推進協力員と連携し、生徒指導を充実していきます。	教育課

（4）地域とともにある学校づくりの推進

【今後の方向性】

地域に開かれ、地域と連携し、地域に信頼される学校づくりを目指していきます。学校運営協議会・学校評議員制度の活用や、学校自己評価・学校関係者評価を実施し、地域住民の意向を反映できる機会を設けたり、学校公開等の機会を提供したりすることで、保護者や地域住民との相互理解を深め、地域全体で子どもの健全な成長を支援していく体制を整えます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
学校運営協議会・学校評議員制度の活用	学校運営協議会・学校評議員制度を活用して、随時学校運営や、学校と地域との連携等について意見を求め、反映していくことにより、地域に根ざした学校づくりに努めます。	教育課
学校自己評価や学校関係者評価の実施と効果的な活用の推進	各学校が、教育活動や学校運営について評価することにより、組織的、継続的な改善を図ります。また、結果の公表等により保護者、地域住民等から理解を得ながら、連携協力による学校づくりを進めていきます。	教育課
地域への学校や園の公開の推進	学校（園）公開週間や一日学校（園）公開等子どもたちの学校や園での様子を地域の人々に見てもらう機会の増大に努めます。	教育課

（５）学校の安全対策の充実

【今後の方向性】

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、犯罪や災害等に対しての教職員の危機管理意識を高め、学校の危機管理を強化させるとともに、子どもたちの安全教育を推進し、学校施設・設備の点検や整備に努めます。また、家庭や地域、警察機関との連携を強化し、加えて不審者に関する情報提供の徹底に取り組み、地域ぐるみの防犯対策に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
日常的な安全点検の実施	日常的な安全点検の実施に努め、子どもが安心して学校生活を送れるような環境づくりを進めます。	教育課
防災、安全教育の実施	子どもたちが様々な事件、事故、災害等から自らの命を守るため、あらゆる教育活動の中に安全教育を位置づけ、関係機関と連携しながら、自らが危険を予測、回避する力を身につけることができるよう取り組んでいきます。	教育課
学校と警察の連携強化	子どもたちが安心して、学び遊ぶことが出来るよう、「学校警察連絡制度」を活用し、子どもの犯罪被害や事故防止、および非行防止に取り組むため、学校と警察との連携を強化します。	教育課

Ⅶ　親子が暮らしやすいまちづくり

1　子どもの安全確保

（1）交通安全対策の推進

【今後の方向性】

子どもを交通事故の被害から守るには、子どもたちの交通安全への意識・関心を高めるだけでなく、地域全体に対して事故を防止する意識づけを行うことが重要です。各小中学校でそれぞれ作成した交通安全指導計画に基づき、安全点検や指導を行い、さらに警察や PTA、地域住民等と協力しながら、各種啓発活動を推進し、子どもを交通事故から守る交通安全対策の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
学校での交通安全教育の推進	子どもたちが被害に遭う事故が起こらないよう、各小中学校で交通安全指導計画を策定し、学校における交通安全教育を推進します。	教育課
交通安全意識の啓発活動	看板の設置、キャンペーン等の開催、チャイルドシート装着の啓発、交通安全副読本、チラシ、パンフレット、交通安全ポスター等の配布、作文コンクールの実施等を推進し、交通安全意識の啓発を図ります。	教育課 子ども家庭課

【達成目標】

項目	平成 30 年度実績	令和６年度目標
安全教育	交通安全教室の実施	継続実施
チャイルドシート着用の推進	１歳６か月児健診にて交通安全協会、四日市西警察と協働して保護者に対して情報発信	継続実施

（１）防犯対策の充実

【今後の方向性】

家庭、学校、地域、関係機関、団体等が一体となって子どもを犯罪の被害から守る体制づくりとして、情報交換や課題を提案する連絡会・懇談会の開催や防犯ボランティア、保護者、警察等によるパトロール活動の充実を図ります。また通学路や公園等における防犯施設の整備に努めます。さらに、インターネット上の有害情報から子供を守る取り組みを推進します。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
地域の見守り体制の強化	「こどもをまもるいえ」の協力世帯の更新及び協力依頼、さらに少年補導員によるパトロール活動の充実を図り、地域で子どもを見守る体制を強化します。	教育課
防犯灯、安全灯の設置と管理	子どもが犯罪の被害に遭わないよう、通学路等の防犯灯の適正配置と管理の徹底を図ります。	総務課
防犯グッズの配布	いざという時に子どもが自ら身を守ることができるよう、防犯ブザー等防犯グッズを配布し、子どもの犯罪被害を防止します。	教育課
家庭・学校・地域の連携によるインターネットに関するモラル啓発の取組	インターネット上の有害な情報から子どもを守るため、家庭・学校・地域の連携のもと、安全に利用するための情報モラルの啓発に努めます。また、より多くの保護者が参加してもらえる機会の提供に努めます。	教育課

２　外出環境の向上

【今後の方向性】

妊婦や子ども、子どもを連れた親が安心して外出できるよう、公共交通機関、公共施設等において、バリアフリーや子どもと一緒に利用できるトイレ・授乳コーナー等の利便施設の設置のみに留まらず、民間施設や地域全体に対する子育てバリアフリーの意識の啓発を推進します。また、道路についても安全な歩道の整備による安全確保に努めます。

【具体的施策】

施策名	施策の内容	担当課
公共施設の子育てバリアフリーの推進	子育て支援センターと連携し、子育て家庭のバリアフリーのニーズを把握するとともに、公共施設におけるバリアフリーを推進していきます。	子ども家庭課
子育てバリアフリーの意識の啓発	地域ぐるみで子育てバリアフリーが進められるよう、町の広報紙を通じて意識啓発を図るとともに、民間企業や民間施設については、現状を把握したうえで、バリアフリー化の啓発に努めます。	子ども家庭課
幅員や段差に配慮した歩道整備	道路を歩行する親子の安全を確保するため、幅員や段差に配慮した安全な歩道の整備を進めていきます。	都市整備課
コミュニティバス、のりあいタクシー等移動手段の確保	コミュニティバス、のりあいタクシー等移動手段の確保・充実を図り、親子がおでかけしやすい環境の整備に努めます。	総務課

第５章　数値計画一覧

１　目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和２年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、平成 30 年度に実施した「菰野町子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

図表 46　目標事業量の見込みの算出の流れ

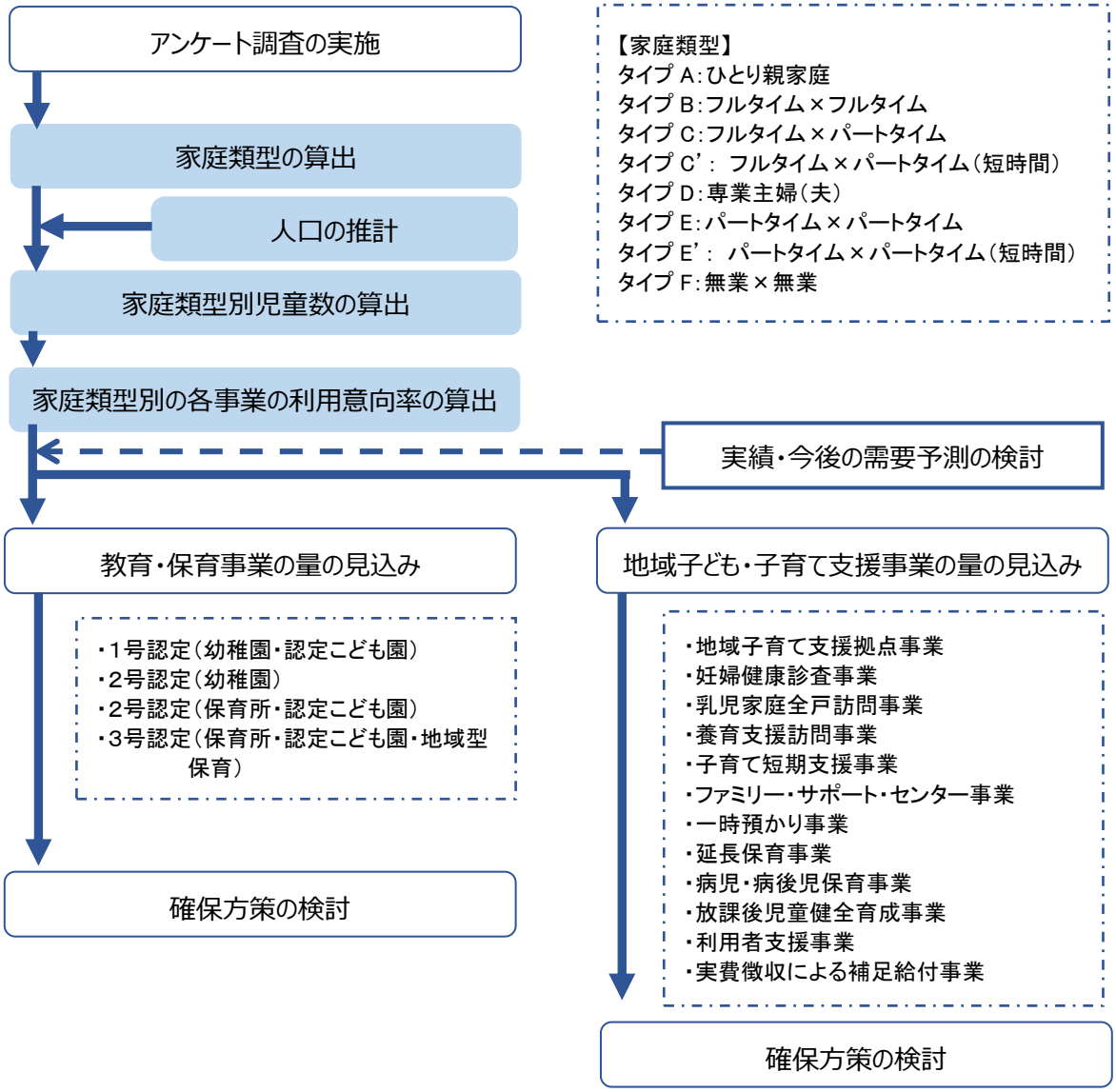

２　子どもの数の将来推計

本町の子ども数の将来推計をみると、０歳～11 歳の人口は減少傾向にあり、令和２年度では 4,687 人、令和６年度では 4,562 人と５年間で 125 人減少する見込みです。

図表 47　子どもの数の将来推計　　単位（人）

年齢	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	315	310	306	302	300
１歳	358	338	333	329	325
２歳	366	371	351	346	342
３歳	384	380	384	364	359
４歳	409	391	387	391	371
５歳	407	414	396	393	396
６歳	388	413	420	402	399
７歳	424	391	417	424	406
８歳	429	426	393	419	427
９歳	410	428	425	392	418
10 歳	390	411	429	426	393
11 歳	407	390	411	429	426
計	4,687	4,663	4,652	4,617	4,562

３　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）幼児期の学校教育・保育

＜事業の概要＞

保護者の代わりに５歳未満の子どもの保育･教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

保育園：就労等、保護者の事情により保育を必要とする０～５歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
幼稚園：すべての３～５歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
小規模保育：比較的小規模（６～19 人）できめ細かな保育を実施する施設
家庭的保育：少人数（５人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設
居宅訪問型保育：訪問先の居宅において１対１を基本として保育を提供する事業
事業所内保育：企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設

【量の見込み】

幼児期の学校教育・保育の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の就労意向や保育利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 48　計画期間内の量の見込み

（単位：人/日）		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	①＜３号認定＞（保育）	94	95	96	97	99
１・２歳	②＜３号認定＞（保育）	323	325	322	325	330
３歳～	③＜１号認定＞（教育）	464	461	458	455	452
	④＜２号認定＞（教育）	67	66	65	64	63
	⑤＜２号認定＞（保育）	638	630	621	611	599
①+②+⑤（保育）		1,055	1,050	1,039	1,033	1,028
③+④（教育）		531	527	523	519	515
合計		1,586	1,577	1,562	1,552	1,543

図表 49　計画期間内の提供体制

（単位：人/日）		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	①＜３号認定＞（保育）	54	75	75	87	99
１・２歳	②＜３号認定＞（保育）	281	326	326	326	330
３歳～	③＜１号認定＞（教育）	464	461	458	455	452
	④＜２号認定＞（教育）	67	66	65	64	63
	⑤＜２号認定＞（保育）	638	630	621	611	599
①+②+⑤（保育）		973	1,031	1,022	1,024	1,028
③+④（教育）		531	527	523	519	515
合計		1,504	1,558	1,545	1,543	1,543

図表 50　保育利用率の目標値（３号認定利用定員数/３歳未満の子どもの数）

（単位：%）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育利用率	32.2	39.4	40.5	42.3	44.4

【確保の考え方】

低年齢児保育ニーズの高まりに備え、菰野保育園、菰野西保育園の園舎を改修し、受け入れ施設の整備を図っていきます。

民間事業者の参入により、教育・保育サービスの提供体制の整備を図ります。

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（１）時間外保育事業

＜事業の概要＞

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

時間外保育事業の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の就労意向や保育利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 51　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
時間外保育事業	人/日	890	939	991	1,045	1,103

【提供体制】

図表 52　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
時間外保育事業	人/日	890	939	991	1,045	1,103
	施設数	2	2	2	2	2

【確保の考え方】

千種幼稚園・保育園及び聖マリア認定こども園の２園において、時間外保育事業を実施し、受け入れ体制を確保します。

（２）放課後児童健全育成事業

＜事業の概要＞

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

【量の見込み】

放課後児童健全育成事業の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の就労意向や利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 53　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
放課後児童健全育成事業	低学年（人／日）	307	304	304	308	305
	高学年（人／日）	105	107	110	109	108

【提供体制】

図表 54　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
放課後児童健全育成事業	人/日	348	378	388	398	398
	箇所	8	10	10	10	10

【確保の考え方】

子どもを健全に見守るための環境整備を行うため国が推進している放課後こども教室との一体化により学校施設の活用も含めて幅広く方法を検討していきます。

図表 55　（参考）提供区域別の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
菰野小学校	低学年（人／日）	159	158	158	159	158
	高学年（人／日）	60	61	63	63	62
鵜川原小学校	低学年（人／日）	33	33	33	33	33
	高学年（人／日）	8	8	9	8	8
竹永小学校	低学年（人／日）	44	43	43	44	43
	高学年（人／日）	7	7	7	7	7
朝上小学校	低学年（人／日）	22	22	22	23	22
	高学年（人／日）	18	18	18	18	18
千種小学校	低学年（人／日）	49	48	48	49	49
	高学年（人／日）	12	13	13	13	13

図表 56　（参考）提供区域別の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
菰野小学校	低学年（人／日）	135	147	151	155	155
	高学年（人／日）	50	54	56	57	57
鵜川原小学校	低学年（人／日）	28	31	31	32	32
	高学年（人／日）	7	7	8	8	8
竹永小学校	低学年（人／日）	37	40	41	43	43
	高学年（人／日）	6	6	6	6	6
朝上小学校	低学年（人／日）	19	21	21	21	21
	高学年（人／日）	14	16	16	16	16
千種小学校	低学年（人／日）	42	45	46	48	48
	高学年（人／日）	10	11	11	12	12

図表 57　（参考）提供区域別学年別の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
学童クラブ菰野	１年生	61	60	60	61	60
	２年生	70	70	70	70	70
	３年生	28	28	28	28	28
	４年生	38	39	40	40	39
	５年生	18	18	19	19	19
	６年生	4	4	4	4	4
学童クラブ鵜川原	１年生	9	9	9	9	9
	２年生	5	5	5	5	5
	３年生	19	19	19	19	19
	４年生	4	4	4	4	4
	５年生	4	4	5	4	4
	６年生	0	0	0	0	0
学童クラブ竹永	１年生	17	17	17	17	17
	２年生	16	16	16	16	16
	３年生	11	10	10	11	10
	４年生	6	6	6	6	6
	５年生	1	1	1	1	1
	６年生	0	0	0	0	0
学童クラブ朝上	１年生	12	12	12	12	12
	２年生	10	10	10	11	10
	３年生	0	0	0	0	0
	４年生	10	10	10	10	10
	５年生	8	8	8	8	8
	６年生	0	0	0	0	0
学童クラブちくさ	１年生	17	17	17	17	17
	２年生	13	13	13	13	13
	３年生	19	18	18	19	19
	４年生	3	3	3	3	3
	５年生	9	10	10	10	10
	６年生	0	0	0	0	0

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜事業の概要＞

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【量の見込み】

ショートステイの量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 58　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て短期支援事業	回/年	50	50	50	50	50

【提供体制】

図表 59　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て短期支援事業	回/年	50	50	50	50	50

【確保の考え方】

ショートステイ事業の委託施設として、２法人５施設で、受け入れ態勢を整備していきます。

（４）一時預かり事業

＜事業の概要＞

幼稚園で行う一時預かりは、“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

一時預かり事業の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の就労意向や利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 60　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園の預かり保育	回/年	13,680	13,509	13,304	13,087	12,837
不定期の利用	回/年	3,654	3,609	3,554	3,496	3,429
２号認定による定期利用	回/年	10,026	9,900	9,750	9,591	9,408
上記以外の不定期利用（私的利用の一時預かり）	回/年	1,159	1,140	1,113	1,097	1,082

【提供体制】

図表 61　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園の預かり保育	回/年	13,680	13,509	13,304	13,087	12,837
不定期の利用	回/年	3,654	3,609	3,554	3,496	3,429
２号認定による定期利用	回/年	10,026	9,900	9,750	9,591	9,408
上記以外の不定期利用（私的利用の一時預かり）	回/年	545	660	660	660	660

【確保の考え方】

保育園の一時保育については、菰野西保育園改修時に一時保育室を確保し、一時保育の質の確保に努めます。

（5）病児・病後児保育事業

＜事業の概要＞

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

病児・病後児保育の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 62　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
病児･病後児保育事業	回/年	12	12	12	12	12

【提供体制】

図表 63　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
病児･病後児保育事業	回/年	12	12	12	12	12

【確保の考え方】

聖マリア認定こども園において病後児保育を実施しています。病児保育については現時点での確保が難しいため、近隣自治体との共同実施等の方法など検討していきます。

（6）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

＜事業の概要＞

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を依頼会員として、子どもの預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【量の見込み】

ファミリー・サポート・センターの量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 64　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て援助活動支援事業	件/年	1,408	1,450	1,450	1,450	1,450

【提供体制】

図表 65　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て援助活動支援事業	件/年	1,408	1,450	1,450	1,450	1,450

【確保の考え方】

事業の運営を菰野町社会福祉協議会に委託し、実施しています。

支援を必要としている誰もが円滑に利用できるよう、事業の周知を図っていきます。また、利用者が提供側としても活動できるよう講演会等を実施し、地域における子育て支援を支える人材を養成していきます。

〈参考〉　30 年度実績

- 依頼会員数：524 名
- サポート提供会員数：142 名
- 両方会員数：82 名
- 活動件数：1, 408 件

（7）地域子育て支援拠点事業

＜事業の概要＞

地域子育て支援拠点事業は、“子育て支援センター”とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】

地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、将来の子どもの数の推計結果およびアンケート調査で把握した保護者の利用意向から、以下の表に示すとおりに推計しました。

図表 66　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
地域子育て支援拠点事業	人回/月	3,374	3,509	3,649	3,795	3,947

【提供体制】

図表 67　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
地域子育て支援拠点事業	人回/月	3,374	3,509	3,649	3,795	3,947

【確保の考え方】

当町の子育て支援の拠点である「子育て支援センター」の機能の充実し、就学前までの親子が自由に遊び、交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育て関する体験型の教室等を実施していくことで子育ち・親育ちを支援していきます。

（８）利用者支援事業

＜事業の概要＞

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、役場を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

【量の見込み】

母子保健法が改正され、各自治体においては子育て世代包括支援センターの設置がすすめられています。

本町においても令和２年度から役場窓口に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設します。

図表 68　計画期間内の量の見込み

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者支援事業	基本型	箇所数	0	0	0	0	0
	特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		1	1	1	1	1

【提供体制】

図表 69　計画期間内の提供体制

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者支援事業	基本型	箇所数	0	0	0	0	0
	特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		1	1	1	1	1

【確保の考え方】

役場窓口に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設することで、産前産後のサポート、産後ケアの充実等、妊娠期から切れ目ない支援に対応します。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

＜事業の概要＞

生後３～４か月のあかちゃんのいるすべての家庭を対象に、助産師･保健師が訪問し、あかちゃんの計測や育児相談、保健指導等を行います。

【量の見込み】

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みは、各年度の０歳児の推計人口すべてとして設定しました。

図表 70　計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
乳児家庭全戸訪問事業	実数	315	310	306	302	300

【提供体制】

図表 71　計画期間内の提供体制

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
乳児家庭全戸訪問事業	実数	315	310	306	302	300

【確保の考え方】

保健師や助産師等の専門スタッフによる、きめ細かな新生児家庭訪問を行います。

（10）養育支援訪問事業

＜事業の概要＞

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業です。

【量の見込み】

養育支援訪問事業の量の見込みは、過去の実施実績から推計しました。

図表 72　計画期間内の量の見込み

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養育支援訪問事業	訪問家庭数	件	30	30	30	30	30
	訪問延べ件数		285	280	276	272	270

【提供体制】

図表 73　計画期間内の提供体制

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養育支援訪問事業	訪問家庭数	件	30	30	30	30	30
	訪問延べ件数		285	280	276	272	270

【確保の考え方】

支援を必要とする家庭の状況に応じて、適切な専門スタッフによる訪問支援を行うとともに、育児支援、家事支援が必要な家庭には、事業を社会福祉協議会に委託して、支援員の派遣を行います。

（11）妊婦に対する健康診査

＜事業の概要＞

妊娠した際、助産所や医療機関で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業です。妊娠健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。

【量の見込み】

妊婦に対する健康診査の量の見込みは、各年度の０歳児の推計人口すべてと仮定しました。

図表 74　計画期間内の量の見込み

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
妊婦に対する健康診査	実数	人	315	310	306	302	300
	延べ人数		3,712	3,679	3,646	3,613	3,580

【提供体制】

図表 75　計画期間内の提供体制

		（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
妊婦に対する健康診査	実数	人	315	310	306	302	300
	延べ人数		3,712	3,679	3,646	3,613	3,580

【確保の考え方】

全ての妊婦が安心して受診することができ、安全な分娩と健康な児の出産を支援するため、妊婦健診 14 回分の費用を公費助成するとともに、健診結果をもとに医療機関と連携を図ります。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜事業の概要＞

保護者の所得の状況等を勘案して実施する補足給付を行う事業は、次のような事業です。

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、必要に応じ助成を行います。

①特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

②幼稚園等の特定子ども・子育て施設等に対して、保護者が支払うべき副食費を助成する。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜事業の概要＞

多様な主体が参画することを促進するための事業は、新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、地域の必要性に応じて事業を促進していきます。

第６章　計画の推進にあたって

１　庁内連携体制の構築

この計画を着実そして円滑に推進、実施していくために、施策事業を所管する課および保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校との連携を密にし、事業遂行に向けた情報の共有と効果的な役割分担に基づいた連携、推進体制を構築します。

２　地域ぐるみ体制の構築（地域社会全体で支える体制の構築）

地域社会全体で子育てを支え合う体制づくりを進めるため、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、医療機関、企業、児童福祉施設、教育機関、及び保護者の代表と子育て支援団体の代表者で構成する「菰野町子ども・子育て会議」を設置し、子育てに係わる各機関の協同体制のもと、夢広がる子育てのまちを実現するため各種施策の実施につなげます。

また、計画の進行管理を図るため、本会議が施策や事業の進捗状況を確認し、適宜計画の見直し修正を行います。

さらに、子育て家庭はもとより、地域住民、事業者に対して地域社会全体で子育てを支える重要性を呼びかけ、子育てへの協力を促していきます。

資料編

1　菰野町子ども・子育て会議　委員名簿

役　　職	氏　　名	職　　名
委 員 長	川嶋　義孝 （伊藤　國男）	菰野町民生委員児童委員協議会会長
副委員長	平井　満	菰野町区長会会長
委　　員	服部　信吾	菰野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会部会長
委　　員	山下　千代子	菰野町民生委員児童委員協議会 児童福祉部会部会長
委　　員	坂野　信彦	小児科医代表（ばんの小児科院長）
委　　員	舘　真也	企業代表（株式会社希望荘　副支配人）
委　　員	中村　いと	菰野町母子寡婦福祉会会長
委　　員	秦　朋代	菰野町心身障がい者福祉会 障害児を持つ親の会　めぐみの会会長
委　　員	加藤　絵梨	子育てキーパーソン
委　　員	山下　直久	菰野町ＰＴＡ連絡協議会会長
委　　員	伊藤　栄次	菰野町子ども会育成者連絡協議会会長
委　　員	小出　富美子	菰野町幼保保護者連絡協議会会長
委　　員	山口　幸子	菰野町学童クラブ代表 （学童クラブ菰野委員長）
委　　員	舘　弘己	菰野町小中学校長会会長 （菰野小学校校長）
委　　員	松尾　満正	社会福祉法人菰野町社会福祉協議会 事務局長
委　　員	小山　麻規子	私立保育園代表 （認定こども園聖マリアこども園園長）
委　　員	高木　美紀子	公立保育園・幼稚園代表 （菰野幼稚園・東保育園園長）

（　）は、旧委員の方です。

２　策定経過

年月日	内容
平成 30 年 12 月 11 日	平成 30 年度第１回子ども・子育て会議開催 ・アンケート調査に向けて検討・準備 ・アンケート調査内容等の最終協議
平成 31 年１月	対象家庭に対し、アンケート調査票の実施
平成 31 年３月 26 日	平成 30 年度第２回子ども・子育て会議開催 ・アンケート調査結果報告
令和元年 10 月１日	令和元年度　第１回子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て会議と子育て支援事業計画について ・菰野町の現状とニーズ調査の結果報告 ・平成 27 年度から令和元年度までの数値計画に対する実績報告 ・第２期計画の基本理念と施策の体系（案）について
令和元年 10 月 31 日	令和元年度　第２回子ども・子育て会議開催 ・第２期菰野町子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 11 月 27 日	子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策を県に報告（中間とりまとめ）
令和元年 11 月 27 日	令和元年度　第３回子ども・子育て会議開催 ・計画期間の児童数の見込みについて ・量の見込みに対する確保方策について
令和元年 12 月 17 日	令和元年度　第４回子ども・子育て会議開催 ・第２期菰野町子ども・子育て支援事業計画について
令和２年１月 27 日～ ２月 25 日	パブリックコメントの実施
令和２年３月末	菰野町子ども・子育て支援事業計画を県へ提出

第２期菰野町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

菰野町役場　子ども家庭課

三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL：059-391-1124（直通）　　FAX：059-394-3423